

第5次南アルプス市障害者計画
～自立と共生社会の実現～
2025～2029

令和7年3月

南アルプス市

ご あ い さ つ

この度、本市の今後5か年の障害者施策の指針となる、第5次南アルプス市障害者計画を策定いたしました。

わが国の障害福祉施策は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に基づき、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

これを踏まえ、本市では「自立と共生社会の実現」を基本理念とする「南アルプス市障害者計画」を平成17年4月から策定し、5年毎に計画の見直しを行い、時代と共に変化する障がい者のニーズに対応してまいりました。

本市における障害サービスのニーズは増加傾向にあります。障がい者の高齢化とともに障がいが重度化する一方、低年齢層のサービス利用が増加し、障がい者世帯が抱える課題も複雑化・複合化が進んでおります。

本計画では、「ライフステージを通じた途切れのない支援の推進」、「障がいのある人と共に暮らす地域社会の環境づくり」、「障がいのある人の活躍を広げるまちづくり」の3つの重点目標に基づき、障害者相談支援センターのさらなる機能強化や重層的支援体制における多機関の協働等の施策を推進し、障がいの有無に関わらず誰もがお互いを理解し、尊重し合い、自分らしく暮らすことができる地域の実現につなげてまいります。

市民の皆様をはじめ福祉事業所や関係団体におかれましては、引き続き、「自立と共生社会の実現」に向けたまちづくりを見守り、支えていただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に際して、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、座談会、アンケート調査を通じて多くのご意見・ご提言をいただきました。ご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

南アルプス市長 金 丸 一 元

目次

第1章 南アルプス市障害者計画の概要

- 1. 障害者計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 障がい者を取りまく社会の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の位置づけと策定経過
 - 3. 1. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 3. 2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 3. 3. 計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 南アルプス市の状況

- 1. 市内の障がいのある人の状況
 - 1. 1. 南アルプス市の人口構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1. 2. 身体障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1. 3. 知的障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 1. 4. 精神障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 市の障害者施策の状況
 - 2. 1. 障がいのある人を取りまく地域づくり・・・・・・・・・・ 7
 - 2. 2. 相談支援の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2. 3. 近年の動きと課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 目指す姿と取り組み

- 1. 基本理念と重点目標
 - 1. 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1. 2. 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2. 具体的な取り組み
 - 2. 1. ライフステージを通じた途切れのない支援の推進
 - 2. 1. 1. 相談支援体制の充実
 - (1) 中核を担う基幹相談支援センターの機能強化・・・・・・・・ 11
 - (2) 支援体制をみんなで考える障害者自立支援協議会の充実・・ 12
 - (3) 権利擁護・虐待防止のための取り組み・・・・・・・・・・ 13
 - (4) ライフステージを通じた「途切れのない支援」の推進・・ 14
 - 2. 1. 2. サービスの確保と質の向上
 - (1) 福祉サービスとその提供体制の確保・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 保健医療サービスとその提供体制の確保・・・・・・・・・・ 17
 - (3) 本人中心のより良い支援を担える人づくり・・・・・・・・ 17

(4) 福祉に関する市の窓口サービスの向上	18
2. 2. 障がいのある人と共に暮らす地域社会の環境づくり	
2. 2. 1. 共に生きる地域づくり	
(1) 障がいに対する市民の理解促進・啓発	19
(2) 当事者活動や当事者参画の推進	20
(3) 災害や犯罪に対する安全・安心の確保	20
2. 2. 2. バリアフリーのまちづくり	
(1) 誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備	22
(2) 移動や外出の保障	22
(3) 情報の保障と意思疎通支援	23
2. 3. 障がいのある人の活躍を広げるまちづくり	
2. 3. 1. 障がいのある人が働けるまちづくり	
(1) 自分の力を活かす就労準備支援の充実	24
(2) 働きたい人を働く場につなげる就労支援の強化	25
(3) 働きたい人を地域で受け入れるネットワークづくり	25
2. 3. 2. 誰もが自分を発揮できるまちづくり	
(1) 自分らしくいられる多様な場づくり	26
(2) 文化芸術活動、スポーツなどの充実	26

第4章 計画の進め方

1. 計画の推進体制	
1. 1. 障害者施策推進協議会	28
1. 2. 障害者自立支援協議会	28
1. 3. 市の庁内推進体制	28
2. 計画の評価と指標	29
3. 実施事業一覧	30

資料編

1. 主な用語の解説	31
2. 講演会・座談会ダイジェスト	34
3. アンケート調査の結果	37
4. 南アルプス市障害者施策推進協議会名簿	55

本文中「*」印のある用語については、資料編の「主な用語の解説」に説明を掲載しています。

第1章 南アルプス市障害者計画の概要

1. 障害者計画とは

障害者計画は、本市における障がいのある人のための施策の基本となる計画です。

障がいのある人のための施策とは、障害者手帳や医療、在宅や施設における福祉サービスなどに限らず、保育や教育、就労やスポーツ・文化活動、災害時の避難や支援体制、バリアフリー*な生活環境など、幅広い分野を含みます。

私たちが日々、仕事、学校、家庭などで一人ひとりの役割を務め、人と関わりながら、年齢とともに成長したり、変化したりして過ごす「当たり前の暮らし」には、様々なことが関係しています。

障がいがあるために、障がいのある人だけが「当たり前の暮らし」から遠ざかるような地域は、ひとたび何かがあると誰もが不自由や不利益を強いられる、不安で窮屈な地域になってしまいます。

反対に、障がいがあっても充実した暮らしを送ることができる地域は、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域です。

私たちの南アルプス市は、一人ひとりがどのような状況に直面しても、すべての人が市民として尊重され、多様な個性を認めあい、お互いの強みを活かして活躍できる、心豊かな地域社会となっていかなければなりません。

平成26年に南アルプスがユネスコエコパーク（生物圏保存地域）として登録されてから10年が経過しました。その間、本市は、自然と人間社会の共生により持続可能な発展を目指すという理念のもとに市政を推進してきました。

障害福祉施策においては「自立と共生社会の実現」を基本理念に据え、このまちに生まれ暮らす、すべての人が、その人らしく地域社会で「当たり前の暮らし」を送り、「障がい」を障がいがある人だけのものとせず、市民全体の幸福に関わることとして考えてきました。

この第5次南アルプス市障害者計画は、そんな「わたしたちのまち」の将来に向けて、基本理念である「自立と共生社会の実現」のもと、これまでの取り組みをさらに発展させ、市民と行政、あらゆる関係者が行動していくための指針とするものです。

2. 障がい者を取りまく社会の動き

わが国は、障がい者の権利と尊厳を保護し、促進するための国際条約「障害者の権利に関する条約」に、平成19年9月に署名しました。同条約が平成26年2月に発効するまでには、平成23年8月の障害者基本法の改正、平成24年6月の障害者総合支援法の制定、平成25年6月の障害者差別解消法*の制定などの国内法の整備が進められました。

法整備推進の源となったこの条約の根本理念が、「障がい者が生活で受ける様々な制限は、本人の障がいのみに原因があるのではなく、社会の中の障壁（バリア）によって生じている」という“社会モデル”と呼ばれる考え方です。現在もこの考え方が、わが国の障害者施策の基本となっています。

令和元年に世界で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、令和2年初頭にはわが国でも感染が拡大しました。コロナ渦において、様々なサービスにより日常生活を送る人たちの生活には多くの不都合が生じ、また福祉の現場で働くエッセンシャルワーカーには過大な負担が生じました。同年夏に開催予定であった東京2020パラリンピック競技大会は1年延期されましたが、この大会における障がい者の活躍は、人々の意識を変化させ、障がいのない人の心の中にある障壁を除く、「心のバリアフリー」を推進させました。

社会モデルの考え方に基づきバリアフリー化をさらに推進するために、令和3年5月に障害者差別解消法改正、同年6月に医療的ケア児支援法*制定、令和4年5月には、障がい者の情報環境などを整備するため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。また同年12月に、障がい者が希望する地域生活や就労を実現する支援体制の強化を目的に、障害者総合支援法も改正されるなど、様々な社会的ニーズに対応した法制度の整備が進められています。

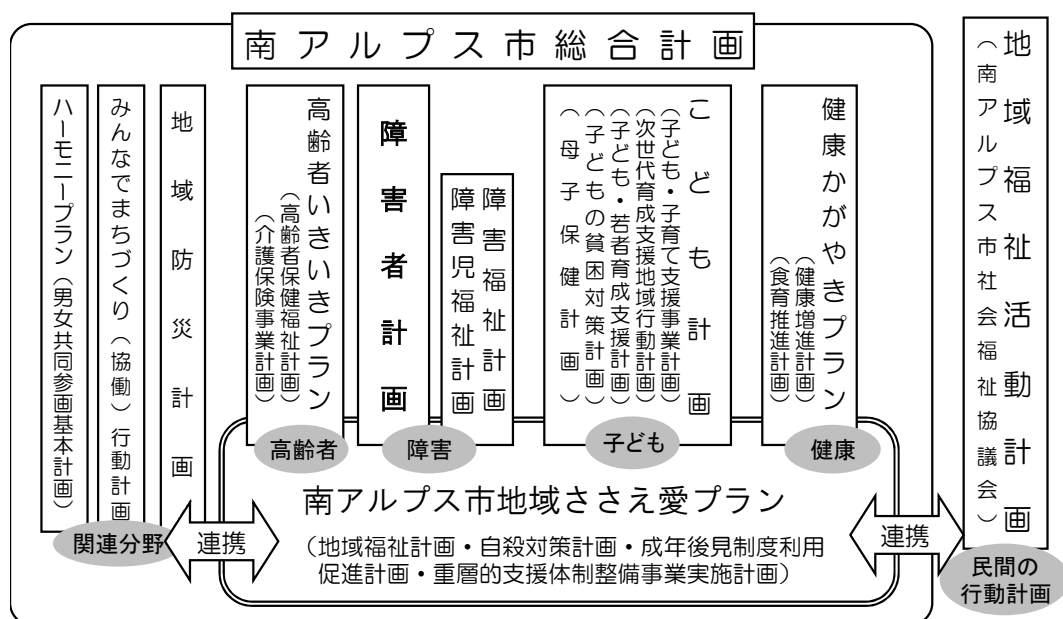
近年は、気候変動の影響等に伴う風水害などの自然災害が頻発しています。その際、多くの障がい者が被災していることを踏まえ、令和3年に災害対策基本法が改正され、避難に支援を必要とする障がい者などの要支援者の個別避難計画を策定することが市町村の努力義務となりました。一方、令和6年1月の能登半島地震では、被災地に住む障がい者へ福祉関係者やボランティアによる支援が行われましたが、支援の不足や、避難所への受け入れの課題も顕在化しました。

令和7年は、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や年金などの社会保障ニーズがさらに増加し、高齢化社会のピークを迎える「2025年問題」の年といわれています。障がい者とその介護者である家族の高齢化も進む中、障害者施策も高齢化という大きな課題に直面しています。これに対応するためには、地域社会が支える側と受ける側に分れるのではなく、誰もがより長く元気に活躍できる地域づくりに取り組み、障がいのある人もない人も社会の担い手として共に活躍する共生社会の実現が、ますます重要なものとなります。

3. 計画の位置づけと策定経過

3. 1. 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。国の障害者基本計画（第5次）の方向性を踏まえ、市のまちづくり全体の基本方針である総合計画と福祉分野の基本計画である南アルプス市地域ささえ愛プラン、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画などのほか、福祉部門や関連分野における各種計画との連携により策定し、推進するものです。



3. 2. 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画です。

計画(年度)	～R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12～	
総合計画	第2次(後期基本計画)					第3次(前期基本計画)							
地域ささえ愛プラン	第4次					第5次							
地域福祉計画	第1期					第2期							
地域自殺対策	第1期					第2期							
成年後見制度利用促進	第1期					第1期							
重層的支援体制整備事業実施計画	第6期					第7期		第8期		第9期			
各部門計画	高齢者いきいきプラン	高年齢者保健福祉 介護保険		第7期		第8期		第9期		第10期			
	障害者計画	第4次					第5次						
各部門計画	障害福祉計画	第5期		第6期		第7期		第8期					
	障害児福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期					
各部門計画	子ども計画	(第2期子ども・子育て支援事業計画)					(第1期)						
	健康かがやきプラン	健康増進 食育推進		第3次			第2次						
地域福祉活動計画(社協)	第4次					第5次							

3. 3. 計画の策定経過

この計画の策定に当たり、市内在住の障がいのある人たちとその家族、関係者が参加する座談会やアンケート調査などでいただいた意見と、南アルプス市障害者自立支援協議会の意見を集約し、計画に反映しました。

計画策定の過程及び計画案は、当事者団体や関係機関の代表者で構成される南アルプス市障害者施策推進協議会で協議のうえ了承されました。

また、市ホームページなどにおいて令和7年2月1日（土）から2月28日（金）までの28日間、市民意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

◆計画策定に関する活動経過

日付	内容	場所など
令和6年 6月 6日	障害者自立支援協議会 第1回定例会	市役所本館
令和6年 6月24日 ～ 7月19日	障害者計画アンケート調査	市内在住の障がい者 成人・児童1, 200人
令和6年 7月 6日	障害者計画講演会	若草生涯学習センター
令和6年 8月 8日	第1回障害者施策推進協議会	市役所新館
令和6年 8月26日	第1回障害者計画座談会	市役所新館
令和6年 9月24日	第2回障害者計画座談会	地域防災交流センター
令和6年10月24日	障害者自立支援協議会 第2回定例会	市社会福祉協議会
令和7年 1月20日	第2回障害者施策推進協議会	市役所本館
令和7年 2月 1日 ～2月28日	市民意見募集 (パブリックコメント)	市内全域

第2章 南アルプス市の状況

1. 市内の障がいのある人の状況

1. 1. 南アルプス市の人口構造

令和6年4月1日現在、本市の人口は71,511人です。近年は減少傾向であったところ、直近3年間は連続で増加している状況です。また、世帯数は29,986世帯で、核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。

◆南アルプス市の人口と世帯数（各年度4月1日時点）

	R2	R3	R4	R5	R6	増減 (R2～R6)
人口	71,370	71,249	71,395	71,434	71,511	+ 0.20%
世帯数	28,242	28,617	29,033	29,548	29,986	+ 6.18%

1. 2. 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳を持つ人の年齢は、65歳以上が約7割を占めています。障がい区分別では肢体障害が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語機能障害となります。

◆身体障害者福祉手帳の交付状況（等級別）（各年度4月1日時点）（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	増減 (R2～R6)
1級	909	886	847	799	812	▲ 10.67%
2級	381	373	376	349	344	▲ 9.71%
3級	449	452	440	417	412	▲ 8.24%
4級	643	635	635	492	479	▲ 25.51%
5級	153	160	154	138	135	▲ 11.76%
6級	181	189	185	164	170	▲ 6.08%
合計	2,716	2,695	2,637	2,359	2,352	▲ 13.40%
18歳未満	67	71	72	65	61	▲ 8.96%
18～64歳	694	672	673	608	607	▲ 12.54%
65歳以上	1,955	1,952	1,892	1,686	1,684	▲ 13.86%

◆身体障害者福祉手帳の交付状況（障害区分別）（各年度4月1日時点）（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	増減 (R2～R6)
視覚	144	148	153	143	145	+ 0.69%
聴覚・平衡	254	256	258	224	222	▲ 12.60%
音声・言語	28	28	26	25	28	0%
肢体	1,337	1,319	1,277	1,162	1,156	▲ 13.54%
内部	953	944	923	805	801	▲ 15.95%
合計	2,716	2,695	2,637	2,359	2,352	▲ 13.40%

1. 3. 知的障害のある人の状況

療育手帳を持つ人の数は、最近5年間では増加傾向です。18歳未満の人の数は横ばい状態ですが、18歳以上の人は増加しています。

◆療育手帳の交付状況（各年度4月1日時点）（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	増減 (R2～R6)
A-1	56	54	55	54	54	▲ 3.57%
A-2 a	75	75	74	70	69	▲ 8.00%
A-2 b	131	129	129	123	131	0%
A-3	4	4	5	6	7	+ 75.00%
B-1	137	145	154	156	151	+ 10.22%
B-2	169	183	189	181	193	+ 14.20%
合計	572	590	606	590	605	+ 5.77%
18歳未満	130	127	122	125	125	▲ 3.85%
18歳以上	442	463	484	465	480	+ 8.60%

1. 4. 精神障害のある人の状況

精神障害者手帳を持つ人の数は年々増加しており、他の手帳と比べても、伸び率が最も高くなっています。また、精神障害者手帳所持者の増加だけでなく、精神疾患で通院する際の医療費負担を軽減する自立支援医療（精神通院医療）についても、受給者数が増加しています。

◆精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況

（各年度4月1日時点）（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	増減 (R2～R6)
手帳	693	729	750	775	831	+ 19.91%
自立支援	1,141	1,273	1,227	1,243	1,351	+ 18.40%

2. 市の障害者施策の状況

2. 1. 障がいのある人を取りまく地域づくり

本市には、県立育精福祉センターや梨の実寮を含む「社会福祉村」が立地するほか、県立北病院や峡西病院といった入院可能な精神科病院が市内・近隣に存在する県下の障害福祉の拠点的な地域の1つです。

平成17年度には、県内市町村で初めて「災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、災害時に自力での避難が難しい障がいのある人や高齢者を、近隣住民で見守り支援する「あったかカード*」のしくみが始まりました。現在は、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成に伴う「あったかカード」と個別避難計画をつなげる取り組みも、民生委員や自治会の協力により定着してきています。

2. 2. 相談支援の充実・強化

障害者自立支援法（平成24年に障害者総合支援法に改正）が施行された平成18年度以降、相談支援体制の整備を図るため、民間委託による障害者相談支援事業の拡充が行われたほか、本市は聴覚に障がいのある人とその家族が適切な相談・支援を受けられるよう、手話通訳士を配置しました。

手話通訳士の設置から17年が経過し、聴覚に障がいのある人がサービスなどを利用しやすくなるとともに相談業務の質の向上が図られています。

平成21年度からは、地域課題の解決を目指し、行政と民間の協働による取り組みである地域自立支援協議会が本格的な活動を始めました。平成25年6月には、障害者自立支援協議会の提言を受ける形で、本市の障害者相談支援の中核となる「南アルプス市障害者相談支援センター」を設置しました。本人中心、中立・公正な支援を行うため、民間の相談支援専門員が配置され、本市の包括的な相談支援体制の一翼を担っています。

その後も障害者相談支援センターの相談支援体制の強化が進められ、令和2年度には児童・保健相談の強化を図るために市職員の保健師を配置しています。令和5年度には、さらに行政と民間の連携を深めるために市職員の社会福祉士を配置し、民間相談員2名、市職員の相談員2名による官民一体の相談体制となっています。

また、同センターの職員の内2名は、山梨県障害者幸住条例*に基づく障害者差別地域相



新館に移転した障害者相談支援センター

談員として相談にあたっています。

平成22年度から県のモデル事業を機に開始された発達障害などに関するライフステージを通じた一貫した支援（途切れのない支援）の取り組みは、就学・進学時の支援の円滑な引継ぎや、保育所・学校での合理的配慮についての各種研修などを継続して行っています。

この「途切れのない支援」において、教育と福祉の連携、地域の事業所とのつながりや地域づくりの視点を含めながら、中学校の自閉・情緒学級などを利用する生徒のキャリア教育の場として「就労支援ワーク」を行っています。

令和4年4月には、こどもとその家族への支援を強化し、児童虐待や発達障害、ヤングケアラー*などの問題に対応するために、こども家庭相談課が新設されました。以後、「途切れのない支援」の取り組みは同課が所管し、障害者相談支援センターと連携して相談支援を行っています。

2. 3. 近年の動きと課題

平成30年11月、市役所本庁舎にバリアフリー対応の新館が増築され、本庁舎全体もトイレ・駐車場などのバリアフリー化が行われました。同時期までに、各窓口サービスセンターや図書館などのバリアフリー改修、小・中学校へのエレベーター設置なども行われました。令和4年6月には、広河原山荘がスロープと車椅子対応のトイレを備えた山小屋として移転新築され、観光施設のバリアフリー化も進められています。



北岳登山口にある広河原山荘

心のバリアフリー化の取り組みとして、援助や配慮が必要な人が日常生活の場で支援を受けやすくするために、ヘルプカード*に加え、令和3年度からは、障がいのある人などへの援助や配慮への理解を広げることを目的にヘルプマーク*の配布を開始しています。

長期入院者などが地域での生活へ移行するための支援も課題です。障がいのある人が、地域社会で自立して生活することを支援する方向へと、全国的に方針の転換が進んでいます。本市では、障害者自立支援協議会の地域移行部会による長期入院者の実態把握とともに地域生活への移行支援に取り組んでいます。移行者は少数に留まっています。

障がいのある人の就労に関する取り組みとしては、平成31年1月に、障がいのある人への職業紹介に対応するハローワーク甲府の出張窓口「福祉しごとサポート」が市役所に開設されたほか、令和4年11月から、福祉就労系事業所の利用者が、自ら手がけた農産物や加工品を販売する「あつまるしえ*」を開催しています。

障がいのある人が、地域で生活していく上で必要とする支援も多様化しています。精神・発達障害によるサービス利用者の増加、手帳取得やサービス利用者の低年齢化に加え、医療的なケア＊を必要とする人への支援体制の整備も必要とされています。

ひきこもりや「8050問題＊」などの表面化しづらい課題を抱える世帯も少なくなく、「親なきあと」といった長期的な視野に立った支援も重要となっています。この対策として本市では、地域で障がいのある人が自立した生活を安心して送れるように、その生活を地域全体で支えるための「地域生活支援拠点＊」の整備に取り組んでいます。

令和2年1月から全国に蔓延した新型コロナウイルスは、障がいのある人の地域での生活に長期的に大きな影響を与えました。障害福祉関連のサービスにおいては、移動・外出支援の利用が大きく減少し、通所サービスや短期入所においては、受入れを停止する事業所が生まれました。そうした状況の中で、就労支援系サービスのテレワーク化、障がいのある人との面談や支援者間の会議のリモート化などが行われ、障がいのある人への支援と感染拡大防止を両立させるための対応が必要となりました。

令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめ、風水害などの自然災害も頻発する中、地域で暮らす障がいのある人の避難行動や安否確認が素早く行える支援体制の強化も必要とされています。

第4次障害者計画（計画期間：令和2～6年度）では、市第2次総合計画と連動した次の3つの指標を掲げました。

◆第2次総合計画の「まちづくり指標」とその進捗状況

指標	R2	R3	R4	R5	R6 目標
障害者相談支援事業の相談件数	5,248 件	5,306 件	4,967 件	5,677 件	2,500 件
「バリアフリーやユニバーサルデザインを知っている」と答えた市民の割合	53.0%	53.4%	53.3%	51.6%	76.0%
福祉サービス利用による企業などへの一般就労者数	15 人	2 人	11 人	6 人	22 人

その指標の一つである障害者相談支援事業については、障がいのある子どもに関わる相談が急増するとともに、相談支援の内容は複雑化・複合化している状況です。

また、アンケートで自分の年齢を60歳以上と回答した割合は6割を超えており、障がいのある大人においては、介護・医療と福祉が連携した複合的な支援が必要性を増しています。

このように、様々な社会的要因も加わり、より複雑化・複合化していく課題を抱える世帯に対して様々な機関と連携し、重層的かつ包括的な支援を届ける地域づくりを行うことが求められている状況です。

第3章 目指す姿と取り組み

1. 基本理念と重点目標

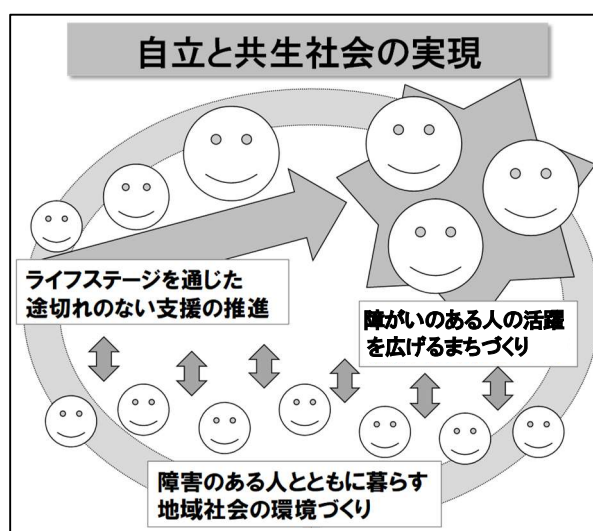
1. 1. 基本理念

南アルプス市障害者計画は、「自立と共生社会の実現」を基本理念とします。

自立とは、誰かの助けを受けないことではなく、また、単に経済的な自立を指すものではありません。自立にとって何より大切なのは、必要な支援のもと、人権や尊厳が尊重され、自分のより良い暮らしにその人自身が主体的に関われる基盤が保障されることです。

本市は、障がいのある人もない人もお互いのことを理解し、尊重しあって、自分らしく暮らすことができる地域を目指します。

また、自らの選択や決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して、自己実現できる地域を目指します。



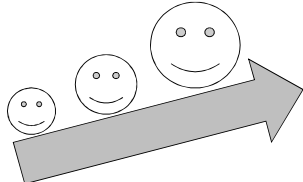
1. 2. 重点目標

第4次障害者計画の基本目標を継承し、① ライフステージを通じた途切れない支援の推進、② 障がいのある人と共に暮らす地域社会の環境づくり、③ 障がいのある人の活躍を広げるまちづくりの3つを重点目標とします。

この目標は、「障がいのある人の福祉と健康を一人ひとりに応じてしっかりと支え」、「障がいの有無に関わらず共に生きる地域の環境をととのえ」、そのうえに「誰もが自分らしく輝ける」ことを目指すものです。これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、より具体的な施策の進展を図ります。

2. 具体的な取り組み

2. 1. ライフステージを通じた途切れのない支援の推進



一人の障がいのある人が子どもから大人になるまでには、福祉だけでなく、保健・教育・子育て・就労など多種の機関が支援に関わります。

しかし、一生を通じて同じ機関、同じ支援者が関わり続けることは困難です。

だからこそ、乳幼児期・学齢期・成人期の各段階で、一人ひとりに応じた支援が受けられ、その支援がつながり、円滑にライフステージを歩んでいけることが重要です。人としての尊厳や誇りを獲得し、それらを失うことなく、充実した人生を送れる土台を、障がいのあるすべての人が持てなければなりません。南アルプス市は、自治体の責務として、一人ひとりにライフステージを通じた一貫した支援（途切れのない支援）を行う体制づくりを進めます。

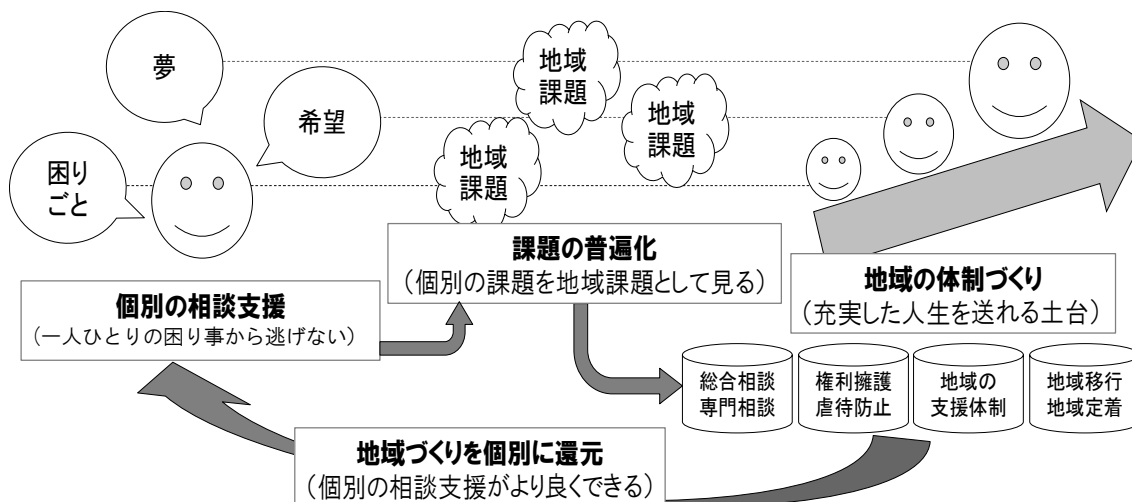
2. 1. 1. 相談支援体制の充実

(1) 中核を担う基幹相談支援センターの機能強化

南アルプス市障害者相談支援センターは、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターです。年齢や性別、手帳や診断の有無に関わらず、障がいに関わる生きづらさを抱える人への総合的な相談支援を行います。

また、地域の障害者支援の中核として、困難事例などから見える地域の課題を障害者自立支援協議会で取り上げ、個別支援の土台となる地域づくりにつなげる機能を持ちます。

◆南アルプス市障害者相談支援センターの機能



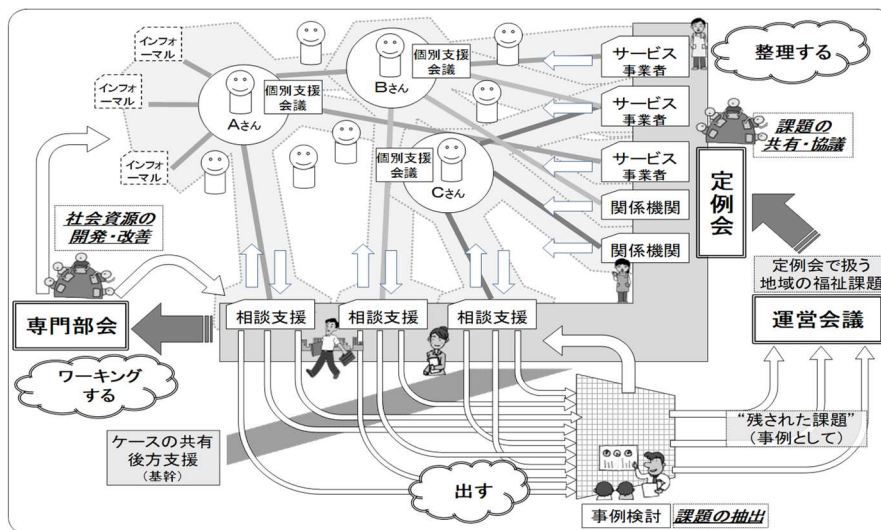
- ◎ 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制における包括的相談支援機関として他の相談機関と連携し、世代や属性を問わず、本人及び世帯の課題に対して相談支援を行います。
- ◎ 障がいのある人の高齢化や重度化に加え、課題の複合化やサービス利用者の低年齢化が進行しています。また、医療的なケアを必要とする人、特に医療的ケア児の地域での就園・就学のための支援など、様々な課題に対応できるよう、行政と民間が連携した相談体制の確保に努めます。
- ◎ 民間2名、市職員2名で構成する障害者相談支援センターの強みを生かし、福祉分野だけでなく税務や保険などの部署と密接に連携し、課題に対応します。
- ◎ どこに相談すればいいのか分からないなどの声や、ひきこもりなど表面化しにくく支援につながりにくい事例が増加していることから、障害者相談支援センターの役割について情報を発信し、多機関が適切に協働することによる早期把握と支援に努めます。
- ◎ 障害者相談支援センターの業務を評価・検証し、業務従事者が適切な指導・助言（スーパービジョン）を受ける機会を確保するために、センター評価会議を実施し、相談機能の強化に取り組みます。

（２）支援体制をみんなで考える障害者自立支援協議会の充実

本市の障害者自立支援協議会は、福祉・保健・教育などの障害者支援に関わる地域の様々な主体で構成し、関係機関の連絡調整や地域の課題を協議します。委員による定例会を中心に、運営会議、専門部会などを置き、市と障害者相談支援センターが運営します。

一人ひとりの障がいのある人への支援の中で、すぐに解決できない困難な課題があっても、あきらめずに幅広く意見を交わし、より良い支援と、安心して暮らせるまちづくりにつなげていくための行政と民間の協働の場です。

◆個別の支援から地域課題の協議につなげる障害者自立支援協議会の機能



- ◎ 支援ニーズはより複合化・複雑化しており、「個別課題」か「地域課題」かの見立ても難しくなっています。個別支援から見えてくる地域福祉の課題を抽出するために、さらに支援者の見立ての力を育み、協議会での課題の積み上げを図ります。
- ◎ 障がい当事者やその家族、各障害者団体の代表者が参画することにより協議会の運営を活性化し、福祉の現場を知る民間事業所のアイデアを活かすことで、各部会の充実に努めます。
- ◎ 協議会の活動や協議事項を広く知ってもらうために、市ホームページを通じた情報発信を行うとともに、傍聴を可能とする開かれた協議会として障がいのある人とその家族が情報を得られる仕組みづくりと意見を述べる場づくりに努めます。

(3) 権利擁護・虐待防止のための取り組み

障がいにより判断能力が十分でない人などが、不利益や権利侵害に遭うことを防ぐとともに、障がい者本人が本来行使できる権利を守るため、成年後見制度*や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業*があります。その利用を促進するとともに、自ら成年後見制度を利用するのが困難な人に対しては、市が申立ての支援を行います。

また、本市には障害者虐待防止法*に基づき、障害者虐待防止センターとして通報・届出の受理、虐待を受けた人や虐待を行っている人への相談支援などを行う責務があります。すみやかな事実確認や虐待を受けた人の保護などの対応を図るとともに、一時保護を行うための施設の確保、医療機関や警察との連携構築など、障害者虐待対応協力者とのネットワーク構築を行います。

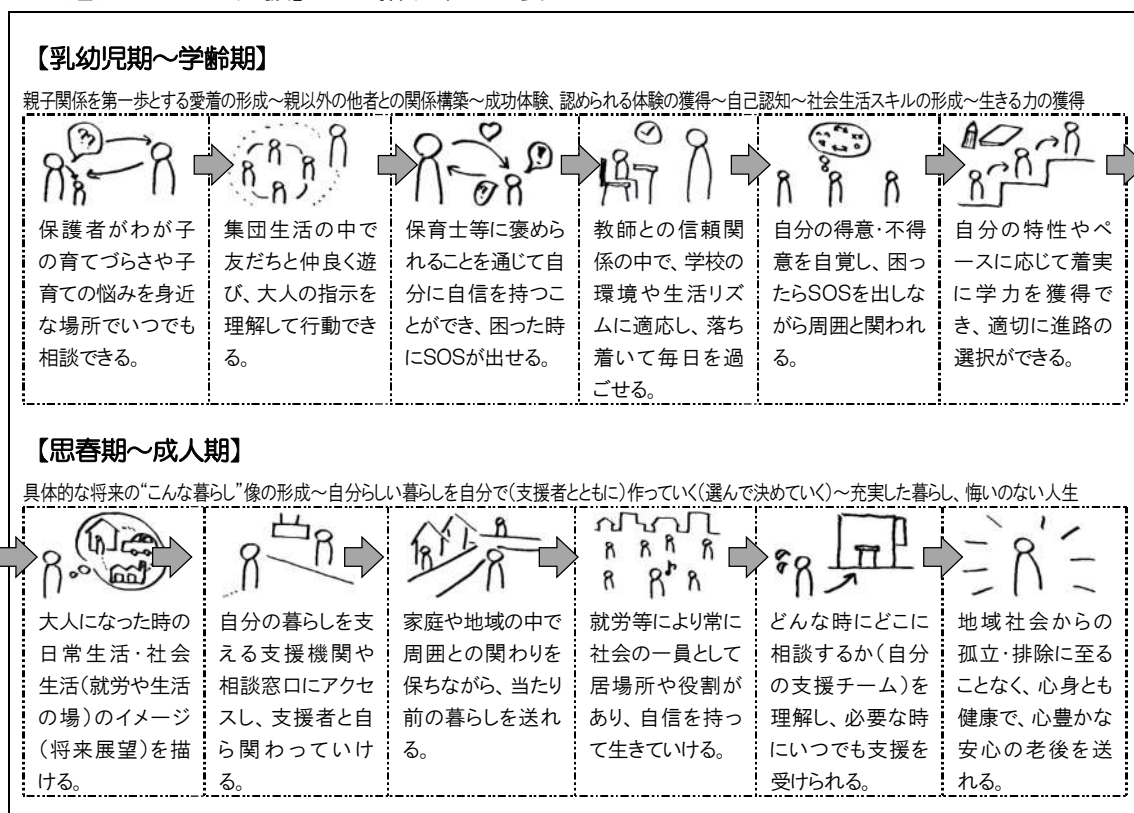
- ◎ 障がいのある人への虐待が権利侵害にあたることや、虐待を発見した場合の通報義務についての認知が十分とはいえないことから、市民やあらゆる関係者に向けて、講演会やパンフレット配布などにより周知を行い、地域において障がいのある人を見守る意識を醸成します。
- ◎ 福祉サービスの現場でよりよい支援が行えるよう、障害者相談支援センターや障害者自立支援協議会が、各事業所の虐待防止委員会や虐待防止責任者を支援し、継続的な虐待防止研修の開催や啓発に努めます。
- ◎ 障がいのある人が自己決定権に基づき必要なサービスや制度利用を考えられるよう、研修を通じて相談支援における権利擁護の視点の充実に努めます。
- ◎ 成年後見制度について、総合相談体制の中核機関と位置づけられる南アルプス市権利擁護センター及び成年後見制度利用促進計画と一体的に連携しながら、当事者本人、家族や関係者への普及啓発と、市民後見人・法人後見の受け皿確保に取り組めます。

(4) ライフステージを通じた「途切れのない支援」の推進

障がいや様々な特性、背景を持つ人が、乳幼児期から成人期を経て、「親なきあと」の老後までの各ライフステージを安心して過ごし、自分の人生を思い描き、地域で暮らしていけるよう、福祉・保健・教育・子育て支援・就労・介護などの関係機関の連携による「途切れのない支援」の体制づくりを推進します。

一人ひとりがこどもの頃から日常生活・社会生活における成功体験を重ね、孤立することなく、地域で自分らしい生活を送れるよう、各段階における支援者の目利き・腕利きを高め、継続性のある支援を行うことを目指します。

◆「途切れのない支援」で目指す本人の姿



- ◎ 途切れのない支援は、単に機関間の連携でなく、一人ひとりの支援者の目利き・腕利き(困り感の見立て～環境調整～信頼関係構築など)が何より重要です。身近にいる支援者が、本人に寄り添った支援を実践できるよう人材育成に努めます。
- ◎ 県内の義務教育児童生徒に占める特別支援学級・特別支援学校に在籍する子どもの割合が年々増加する中、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことが重要であることから、インクルーシブ保育・教育*の実現に向けて、就園・就学に関する相談体制の充実や児童発達支援センターの整備に取り組み、合理的配慮の提供について保育士や教職員などへの継続的な周知に努めます。

- ◎ どのような機関にも、担当者の異動や交代があります。ライフステージの移行段階（就園・就学・就職）で、関係機関が緊密に連携し合うことが重要であることから、「途切れのない支援」が地域の保育・教育現場などの共通言語となるよう、継続的な研修・啓発を行います。
- ◎ 成人期を過ぎ、家族や隣近所との関わりを持ちながら、住み慣れた地域で心豊かに過ごし、「親なきあと」も安心した老後を送ることができるよう、地域生活支援拠点の連携を進めます。

2. 1. 2. サービスの確保と質の向上

(1) 福祉サービスとその提供体制の確保

障がいのある人が、住みなれた地域で自立した暮らしを続けるために、多様な障害福祉サービスはなくてはならないものです。アンケート調査の成人回答者の平均年齢は64歳で、主な介助者・支援者は父母であると回答した人の割合は、約20%であることから、「親なきあと」の支援体制は喫緊の課題です。障がいのある人一人ひとりが必要な福祉サービスを円滑に利用できる提供体制の確保に努めます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、3年を1期とする市障害福祉計画・障害児福祉計画に施設・病院からの地域移行や、福祉就労から一般就労への移行などの目標と、対応する障がい児・者の福祉サービスの見込量を定め、各年度の進捗を管理します。

- ◎ 福祉サービスが、一人ひとりの日々の生活と将来の安心に役立つものとなるよう、障がいのある人に寄り添った制度の説明やサービス提供、各機関との連携、支援体制の充実に努めます。
- ◎ 地域移行やいわゆる「親なきあと」を支える相談体制・受入体制としての「地域生活支援拠点」の周知と、利用者・事業者の登録増加に取り組み、さらに拠点コーディネーターの配置などについて地域生活支援拠点運営会議でさらに検討を重ねます。
- ◎ 在宅生活への支援を強化するため、介護や保健・医療分野などと連携し、地域包括ケアシステム*の構築を推進します。
- ◎ アンケート調査からは、今後も住み慣れた自宅などで暮らしていきたいとの声が多いことから、地域での生活を支援するために障がいのある人の住居ニーズの把握を進め、身近な地域におけるグループホーム整備の方策について障害者自立支援協議会などにおいて検討を行います。
- ◎ 障害者手帳、医療費助成、福祉用具、生活を支える制度や仕組みと、それを提供する事業所について、手続きの円滑化や情報提供の充実により、必要な人の手に届きやすい体制をつくるために、庁内外が横断的に関わり、関係者と共有・連携する体制の構築に努めます。

(2) 保健医療サービスとその提供体制の確保

障がいのある人にとって、病気や障がいと適切に関わりながら健康を保っていくことは、地域で暮らす上で重要な要素です。予防や治療、機能回復や在宅医療といった保健・医療サービスを身近な地域で受けられるようにするためには、他の保健福祉施策との連携や広域的な関係機関との協力が必要になります。

また、市内の医療的ケア児*が地域社会で安心して生活することができるように、身近な保育所や小・中学校の受入態勢の整備や、日常的なケアを担う家族への支援が求められています。

- ◎ 医療を必要とする人を、各種助成制度に円滑につなぎ、受診の経済的な負担軽減を安定的に支援します。
- ◎ 地域の身近な医療機関や健康診断などを、障がいのある人が他の人と同じように利用できるよう、必要な配慮などについて普及啓発に努めます。
- ◎ 精神疾患により医療や福祉サービスを必要とする人が増えていることから、あらゆる世代に向けた市民の心の健康増進に取り組みます。
- ◎ 日常的に医療的ケアを必要とする人や難病患者、介護する家族などが安心して生活できるよう、医療機関などの支援機関との連携に努めます。また、医療的ケア児の就園・就学先での受入れ態勢確保など専門的・広域的な課題について、障害者自立支援協議会子ども部会において対策を協議します。
- ◎ 高齢化に伴い、障がいや基礎疾患によって医療を必要とする人の増加が見込まれることから、一人ひとりが自らの健康に向き合い取り組めるよう、住民の支えあいや行政と民間の協働による健康長寿の取り組みを進めます。

(3) 本人中心のより良い支援を担える人づくり

サービスの現場では、利用者一人ひとりの状況や希望、家族の意向を踏まえ、従事者が日々の支援に携わっています。チームで共有した支援計画に基づく支援、支援者本位でなく本人の希望や利益を中心におく支援、制度や事業ありきでなく本人の生活を基盤とする支援が求められます。一方、支援の困難があっても解決できず抱え込み、心理的な負担や不安を感じながら多くの支援者が働いています。

一人ひとりが権利擁護の視点を持ち、利用者の夢や希望の実現に役立つサービスを目指すとともに、支援者自身も夢や希望をもって仕事ができる職場や地域の環境をつくる必要があります。

- ◎ より良い支援、虐待のない支援を目指し、現場の従事者や管理者・相談支援員など様々な支援者を対象とした、スキルアップ研修やモニタリング・ケアマネジメント検証、

事例検討会などの研修機会を充実させ、障害者相談支援センターを中心に、支援する人を支えていく体制づくりに努めます。

- ◎ 障がい者だからと行き過ぎた配慮をしないでほしい、一人ひとりに応じてできることの見立てをしてほしいとの声があることから、障がいへの理解だけでなく、障がいのある人との対話の中で必要とされる配慮を提供できる地域人材の育成を図ります。

(4) 福祉に関する市の窓口サービスの向上

障がいのある人は、手帳や医療費、福祉サービスの申請など、1年に何度も市の窓口を利用することがあります。福祉サービスの各制度は複雑で難解なものが多く、市職員にとっては毎日の業務でも、一人ひとりの来庁者には多くの場合、ただ一度の手続きです。

障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務を踏まえ、ご本人の目線に立って耳を傾け、一人ひとりの特性に寄り添った丁寧な説明・対応を行い、課題の解決に向けてお手伝いするという意識を持つよう職員への研修や啓発を行います。

- ◎ 市役所の窓口に直接行くことや複雑な手続きが負担であるとの声が多いことから、提出書類の簡素化やオンライン手続きなど利用者の立場に立った手続きの検討を行います。
- ◎ 市からの通知が分かりづらい、相談窓口がどこなのか分からないなどの声があることから、分かりやすい文書や相談窓口のあり方について、座談会やホームページを通じたアンケート調査により当事者の意見を収集し、利用しやすい障害福祉サービスの提供に向けて改善に努めます。
- ◎ 福祉に限らずあらゆる窓口サービスにおいて当事者との対話を重視し、不当な差別的取扱いをすることや、合理的配慮を欠くことのないよう、市職員への研修・啓発に努めます。

2. 2. 障がいのある人と共に暮らす地域社会の環境づくり

現在は「障がいは個人のものであり、努力して乗り越えよう」という考え方よりも、「社会や環境の中にある障がいを取り除こう」と考えられています。

例えば、車いすを利用する人は、そのままでは道路や建物の段差を越えられませんが、そこにスロープがあれば、段差を意識せず通ることができます。そのスロープは、障がいのある人もない人も誰もが通ります。障がいのある人が住みやすいまちづくりは、誰もが住みやすいまちづくりにつながります。

社会には、目に見える段差以外にも、差別、偏見など、障がいのある人をとりまく「社会的障壁」があります。南アルプス市は、ハードとソフトの両面からバリアフリーを推進し、共生社会を目指します。

2. 2. 1. 共に生きる地域づくり

(1) 障がいに対する市民の理解促進・啓発

障がいに対する差別や偏見、無理解といった社会的障壁を取り除き、心のバリアフリーを広げるため、市民に向けた福祉教育の充実を図ります。

障がいのある人と共に生きることは、「支援する人」と「支援される人」に分かれるのではなく、当たり前に関わり、自然に配慮できるような、お互いを理解しあう眼差しと関係を育むことといえます。障がいの大変さばかりに目を向け、「支えてあげる」というような一方的な見方を固定化することは避け、支え手と受け手に分かれぬ地域共生社会の実現を目指します。

高齢化が進む中で、自分や家族がいつ病気や介護、障がいなどに直面しても不思議ではありません。個人や地域に何ができるのかを自分事として考えるきっかけを、あらゆる世代の市民がもてるような地域づくりを進めます。

- ◎ アンケート調査や座談会では、障がいに対する他者の視線を差別的に感じるという意見が多いことから、差別解消に関する講演会や障がいへの理解促進の広報を行うとともに、市民同士の交流と対話を重視した座談会などを開催し、障がいのある人もない人も共に学び、体験する機会づくりに取り組みます。
- ◎ 障がいの理解促進には、子どもの頃からの学びが大切との声が多いことから、教育委員会と連携して児童・生徒を対象とした福祉講話の実施、高等学校との連携によるボランティア活動の場の創出など、幅広い体験・交流の機会づくりを行います。

(2) 当事者活動や当事者参画の推進

障がいのある人やその家族などが集い、対話することで、自身の力や課題解決の糸口を見出せることがあります。既存の当事者団体では、会員の減少と高齢化も課題となっている一方で、障がいのある人の新たなコミュニティや活動も生まれています。

また、障害者施策やまちづくりの方針、地域の様々な活動が当事者不在で進められることなく、障がいのある人が、その思いや力を発揮するためには、施策や方針の決定過程において当事者参画の拡大を推進する必要があります。

- ◎ 当事者の多様な意見の政策への反映や、当事者団体・コミュニティと障がい者や家族が気軽に話し、つながることができる場づくりに関する要望があることから、座談会などを継続的に開催し、当事者の情報の発信や場づくりを支援します。
- ◎ 地域の様々な行事やイベントに、障がいのある人の参加が難しいとの声があることから、参加機会の拡大に向けて関係機関の理解促進・啓発に努めます。
- ◎ 各障害者団体に座談会への参加を促すほか、市窓口への団体パンフレットなどの設置により団体の活動を周知し、団体を通じた当事者のきづなづくりを後押しします。
- ◎ 障がい児の視点に立った取り組みを進めるために、ホームページやSNSを通じた当事者とその家族からの意見の収集に努めます。

(3) 災害や犯罪に対する安全・安心の確保

アンケート調査では、障がいのある人が災害時に困っていることについて、自力で避難できない、避難先での人目や集団生活への不安、避難先・避難指示に関する情報が入手できない、避難先などでの服薬・対人関係・排せつに不安があるなどの課題が多く回答されています

また、悪質商法や振り込め詐欺をはじめとする犯罪被害について、自分も被害に会うのではないかと不安を、多くの人が回答しています。

非常時に限らず、障がいのある人が日頃から地域社会とつながり、その一員として見守り支えあう防災・防犯体制づくりに向けて、具体的な備えや防災意識の啓発を進めます。

- ◎ 自治会・民生委員・地域住民が連携した支援・見守りの体制をつくるための、「あったかカード」の存在を知らないという声も多いことから、その周知に努め、個別避難計画の策定へとつなげていきます。

アンケート結果：あったかカードについて知らないとの回答：76.9%

- ◎ 地域の防災訓練への障がいのある人の参加を広げるため、その人の特性に応じた開催情報の発信と、各自主防災会に対して合理的配慮の提供に関する啓発に努めます。

- ◎ 福祉施設との協定による福祉避難所について、防災部門・高齢者部門と連携し、災害に対応すべく備えを進めます。
- ◎ 指定避難所の受け入れ態勢への不安を、障がい当事者から座談会などで聴き取り、備蓄物資や避難所のトイレの状況、福祉避難所への円滑な連携体制を検討します。
- ◎ ヘルプカードについて知らないという声が多いため、ヘルプマークと併せて、さらなる周知と普及に努めます。
アンケート結果：ヘルプカードを配布していることを知らないとの回答：61.9%
- ◎ 消費者トラブルや詐欺に対する不安に対して、ホームページやSNSを通じた障がいのある人やその家族への防災・防犯情報の発信を促進し、併せて、防災無線情報を取得できる市公式アプリ・LINEアカウントの周知に努めます。

2. 2. 2. バリアフリーのまちづくり

(1) 誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備

道路や建物の段差解消をはじめ、障がいのある人にとって社会的障壁（バリア）となるものを取り除き、バリアフリーな生活環境の整備を進めます。

数センチの段差が障壁となる車いす利用者と、点字ブロックなどの一定の凹凸がかえって手がかりとなる視覚に障がいのある人では、必要とする配慮が異なる場合もあり、様々な立場の人への配慮が必要です。障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすいものを作る「ユニバーサルデザイン」の普及を図ります。

- ◎ 市が公園など新たな公共施設をつくる際に、バリアフリーに配慮した整備が円滑に行われるよう、様々な立場の人の意見を事前に聞き取る体制づくりに努めます。
- ◎ 既存の公共施設や選挙の投票所、各種行事などにおいて、誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備や合理的配慮の提供を図ります。
- ◎ 特に災害時の避難所の環境・設備について不安を感じている声があることから、障がいがあっても避難生活を送ることができる環境やトイレなどの整備について、防災部門との連携を行います。
- ◎ 思いやりパーキング制度*について、障害者用駐車スペースが狭小又は未整備の店舗があることから、市民や事業所への制度の周知に努めます。

(2) 移動や外出の保障

障がいのある人は、移動や外出の制約を受けやすいため、外出を諦めている人や自分の可能性に気づけない人もいます。通院や公的な手続きなどのための外出以外にも、買い物や飲食、趣味など、一人ひとりが行きたいとき、行きたいところへ出かけることは、充実した暮らしに欠かせません。障がいがあっても、誰もが行く場所に同じように行けることが、地域社会にとって当たり前となる必要があります。

また障害のある人は、地域における人とのつながりや居場所などの面でも制約を受けやすい状況があります。アンケート調査では「最近1年間、地域の行事に参加していない」を選択した回答者のうち、「隣近所との付き合いは大事にしたい」などの地域とのつながりを意識する回答が選択された割合は74%（複数回答）にのぼり、障がいのある人が地域社会とのつながりを求めているも、地域行事などに参加できていない現状があります。

移動・外出支援のサービスだけでなく、市民の生活基盤である公共交通や地域住民同士のつながりを活性化させ、障がいがあっても外出しやすいまちづくりを進めます。

- ◎ 移動・外出時の個別の介助・送迎を行う移動支援事業について、曜日や時間帯の制約に関して事業者との連携を行い、障がいのある人が自分の意思で外出し、自分らしく生活するためのものとなるよう事業の周知に努めます。
- ◎ 多様な移動手段の確保のために、タクシー券や障がいのある人の自動車運転免許・自動車改造費の助成制度について、対象者への周知に努めます。
- ◎ コミュニティバスの路線充実や利便性向上など、障がいに対応した地域の公共交通のあり方を障害者自立支援協議会などにおいて検討を行っていきます。
- ◎ 障がいのある人の地域における孤立を防ぎ、社会の一員として様々なつながりの中で暮らし続けられるよう、健康づくりや高齢者分野の「地域支えあい協議体*」など、市の保健福祉施策全体で連携した取り組みを進めます。

(3) 情報の保障と意思疎通支援

私たちは毎日の生活の中で、相談ごとや関心のあること、天候や災害、趣味など様々な情報を得ています。情報には会話、紙に書かれた文章、スマホやパソコンを通じた情報交換など様々な形があります。手に入れたい必要不可欠な情報を、目や耳の不自由さ、刺激への左右されやすさなどに関わらず、誰もが適切に入手することができるよう、その人の特性にあわせた情報環境の充実に努めます。

また、自分の意思を相手に伝えたり、相手の意思を知ったりすることも、生活の中では欠かせない行為です。障がいの有無に関わらず、一人ひとりが社会の中で自由に意思を発信し、情報を受け取れるよう、意思疎通支援体制の整備を図ります。

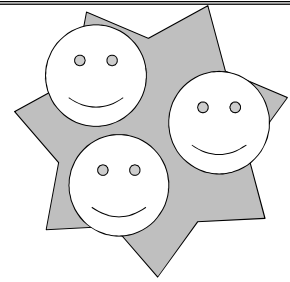
- ◎ 利用者ニーズや生活環境を踏まえながら、手話通訳や要約筆記の派遣、電話リレーサービスや点字・音声読み上げ機器など福祉用具のほか、ICT技術を活用した機器の普及や活用の促進を進めます。
- ◎ 手話奉仕員の養成などを通じて、言語としての手話への理解を地域に広げるほか、講演会や市イベントなどでの手話通訳・要約筆記の活用促進に努めます。
- ◎ 視覚障がい者への情報保障の観点から市立図書館と連携し、電子書籍の貸出しと、文字の拡大や音声読み上げ機能などのアクセシビリティの高いサービスの提供に努めます。

2. 3. 障がいのある人の活躍を広げるまちづくり

障がいの有無に関わらず誰もが、できること・できないこと、得意・不得意があり、「支えられる」だけではない、それぞれの力を持っています。

持っている力を活かし、社会の一員としての役割・居場所において自己実現を行い、充実した暮らしを送ることが、障がいのある人にとっても当たり前のことでなくてはなりません。

南アルプス市は、地域社会の豊かな未来を拓く活力の担い手として、障がいのある人の持つ力を信じ、その活躍を広げるまちづくりを目指します。



2. 3. 1. 障がいのある人が働けるまちづくり

(1) 自分の力を活かす就労準備支援の充実

人が働くためには、具体的な作業をやり遂げる力や働くことへの理解といった職業面の要素や、仕事をするための基礎となる心身の健康や生活習慣といった生活面の要素が関わります。それらは就労準備性と呼ばれています。障がいのある人は、職業紹介や面接・履歴書の書き方の練習などの支援の前に、働くことや生活していくことについてのイメージや実感を具体化する支援、つまり就労準備性を高める支援を必要とする場合が少なくありません。

一人ひとりが自分の課題だけでなく、自分の持つ可能性や興味・関心をもとに経験を積み、人と関わり認められることを通して、自己肯定感を獲得することに福祉・教育分野の支援者が適切に関わる必要があります。

働くことを希望する人が、障がいや病気など様々な状況にあっても、持てる力を発揮できるような環境をつくることが必要であり、地域の関係者が協力しあう中で、一つ一つ支援体制を作り出していくことを目指します。

- ◎ 個人の興味・関心に応じて多様な人との関わりや経験が得られるよう、就労継続支援事業などの福祉サービスにおける支援の充実を図ります。
- ◎ 地域住民や企業などの協力による様々な社会資源の創出や、高齢者福祉担当・生活困窮者支援担当などの他部署との連携を図ります。
- ◎ 中学校の自閉・情緒学級などを利用する生徒の将来展望形成支援として実施している「就労支援ワーク」を、地域の企業などの協力のもと継続して実施します。

(2) 働きたい人を働く場につなげる就労支援の強化

地域の障害者雇用や就労支援事業所は、この10年ほどで利用者・事業所共に大幅に増加しています。一人ひとりの持つ働く意欲や希望を、その力を発揮できる職場へとつなげていくことや、その取り組みを企業や地域社会に向けて発信していくことの重要性はさらに増しています。

一方で、障害福祉計画の指標に掲げる「福祉施設から一般就労への移行」は、以前から少数にとどまっています。各機関の機能が十分に発揮され、多くの人が自分の目指す姿を実現できるよう、地域における就労支援の取り組みを強化します。

- ◎ 障害者自立支援協議会の就労事業所共有会議が運営する「あつまるしえ」などの開催を通じて、就労事業所の連携を進め、併せて就労事業所と商業施設などの連携を促進し、福祉就労の高付加価値化と工賃向上を後押しします。
- ◎ 市役所内に開設されている福祉しごとサポートの周知・活用を図り、一人ひとりの特性に適した就労支援に努めます。
- ◎ 障がいのある人が、職場などで合理的な配慮の提供を受けられ、自己決定権に基づいた就労支援が行われるよう、企業・事業所への啓発に努めます。
- ◎ 障害者優先調達推進法*に基づく市の業務発注状況とニーズを把握し、福祉サービス事業所からの物品購入や役務提供の調達拡大に努めます。

(3) 働きたい人を地域で受け入れるネットワークづくり

障がいのある人の働く場を広げるには、働きたい人が努力するだけでなく、その人が力を発揮できる仕事、特性に応じた配慮、働きづらさが軽減できるような職場といった受け皿を確保することも必要です。

また、障がいのある人に配慮をしている職場は、障がいのない人にとっても魅力的で働きやすい職場環境であるはずです。障がいのある人の持つ力や、共に働くための方法、多様性を受け入れる環境を作ることの利点などについて、雇用する側が理解を深めることは、その職場はもとより、地域社会全体の活力を高めることにもつながります。

- ◎ 障がいの有無に関わらず、多様な人の働く場、働く機会を用意できるよう、高齢者福祉担当・生活困窮者支援担当などと連携を図り、地域社会や企業・事業主とのネットワークづくりを図ります。
- ◎ 令和8年の障害者法定雇用率2.7%への引き上げを踏まえて、障がいのある人とともに働く職場づくりの魅力やメリットへの理解を促進するために、職場での障がいへの理解や合理的配慮の提供によって就職や就労継続ができた事例やエピソードの発信に努めます。

2. 3. 2. 誰もが自分を発揮できるまちづくり

(1) 自分らしくいられる多様な場づくり

障がいのある人が、地域の中で一人の市民として、達成感や希望を持ちながら、毎日を生き生きと暮らせるよう、ありのままの自分を認められる居場所や、自分の力を発揮できる場、誰かに必要とされる場が生まれるような地域づくりを進めます。

働くことだけでなく、家庭、学校、ボランティア、福祉サービスなど様々なところに、そのような場所は生まれます。自分らしい生き方を追求しているという実感を持つことや、自分を理解してくれる人が近くにいることなどは、障がいのある人に限らず、すべての人にとって、日々の暮らしの支えとなります。

障がいの有無に関わらず、このまちに生まれ暮らす、すべての人が同じように大切な存在とされ、誰もが当たり前で暮らしているノーマライゼーションの実現を目指します。

- ◎ 障がいのある人を「できない」「支援が必要」と決めつけず、支え手となれる地域になってほしいと願う声があることから、一人ひとりが持つ力を発揮でき、活躍できる場や、その人らしくいられる場ができるような地域づくりを進めます。
- ◎ 地域支えあい協議体や地域活動支援センターなどの様々な団体・事業との連携を図り、地域社会全体に居場所づくりの輪を広げる活動の推進を図ります。

(2) 文化芸術活動、スポーツなどの充実

文化芸術活動への参加は、障がいのある人の生活と心を豊かにし、社会の障がいへの理解と認識を深めることにつながっています。近年は、障がいのある人の芸術作品を集めた企画展が開催されるなど、障がいのある人の文化芸術活動は広がりを見せています。

また、東京2020パラリンピック競技大会は、障がいのある人たちがスポーツにおいても活躍する姿を社会全体に印象づけました。令和7年には聴覚に障がいのある人の国際スポーツ大会「デフリンピック」が日本で初めて開催され、障がいへの理解促進が期待されます。

これらの活動は、障がいのある人の社会参加や自己表現を後押しするとともに、社会の障がいへの理解を深め、共生社会の実現に寄与しています。

- ◎ パラ・スポーツの認知度は向上していますが、市内においてパラ・スポーツを楽しむことができる場所は少ないのが現状です。令和7年供用開始予定で、県内のパラ・スポーツの拠点となる県立「やまなしパラスポーツセンター」などと連携し、身近な地域においてパラ・スポーツを楽しむことができる環境づくりを推進していきます。

- ◎ 障がいのある人が心豊かに身近な地域において生きがいをもって生活できるよう、絵画、陶芸、手芸などの作品を展示する「やまなし障害者文化芸術作品展」などへの参加を後押しし、文化芸術活動を通じた障がいのある人の自己実現・自己表現を支援します。

第4章 計画の進め方

1. 計画の推進体制

1. 1. 障害者施策推進協議会

障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき市町村が条例を定めて設置する「審議会その他の合議制の機関」です。南アルプス市障害者施策推進協議会は、障害者団体、障害福祉関係者、有識者、関係行政機関などの委員20名以内で構成され、障害者計画のほか、市の障害者施策に関する事項を審議します。

この計画の各年度において、後に掲げる評価指標をもとに、3つの重点目標への具体的な取り組み状況を取り上げ、本市の障害者施策の進捗について協議を行います。

1. 2. 障害者自立支援協議会

障害者総合支援法では、地域の実情に応じた障害者支援体制の整備を図るため、関係機関や当事者などが、相互の連絡調整や地域の課題を話しあうため、地方公共団体が単独または共同で協議会をおくことが定められています。

南アルプス市障害者自立支援協議会は、この機能を担うため、定例会を中心に専門部会や連絡会など柔軟な形で展開する、各機関の実務者などによる行政と民間の協働の場です。その機能を活用して、支援者や当事者、多様な人たちの力を結集し、この計画を推進するためのネットワーク構築と具体的な取り組みの推進を図ります。

1. 3. 市の庁内推進体制

市は、障害者援護の実施者として、その責務を自覚し、一人ひとりの「当たり前の暮らし」を保障するため、この計画に基づき、障がいのある人のための施策を主体的に推進します。

また、特定の人や団体の意見・利益に偏ることなく、広く市民の声を受け止め、行政と民間の協働を軸として適切に合意形成を図りながら、共生社会の実現に取り組みます。障害者施策は、誰もが暮らしやすい地域づくりに関わるものです。障害福祉分野だけで課題を抱えるのではなく、地域福祉計画などと一体的に連携しながら、横につながりあった庁内体制づくりや市職員への普及啓発に努めます。

2. 計画の評価と指標

第3章に掲げた計画の具体的な取り組みの進捗について、各年度において、次に掲げる指標により評価・検証を行います。

障害者施策推進協議会の主要な議題として、事業の実績や数字のみでなく、それによる成果や変化、課題などについて議論を深められるよう実情の把握に努めます。

なお、これらの指標に直接関わらない事業も含め、市の様々な施策や事業が「自立と共生社会の実現」につながるものであることを忘れず、今後5か年の取り組みを総合的に進めていきます。

項目	指標	現況 (R5)	目標 (R11)
1 ライフステージを通じた途切れのない支援の推進			
① 相談支援体制の充実	(1)障害者相談支援センター相談件数/年	5,677 件	5,700 件
	(2)自立支援協議会の座談会開催/年 (障害者計画部会以外)	2 回	2 回
	(3)虐待防止・虐待対応研修会の延参加人数/年	236 人	250 人
② サービスの確保と質の向上	(1)施設入所者（入所施設で暮らす人）の数 (本市で給付決定している人数)	81 人	78 人
	(2)医療的ケアに関する研修会の参加人数/年	2 人	4 人
	(3)事例検討会の延べ参加人数/年	98 人	110 人
2 障がいのある人と共に暮らす地域社会の環境づくり			
① 共に生きる地域づくり	(1)理解促進研修・啓発事業の実施	あり	あり
	(2)障がい者の「あったかカード」登録人数	149 人	170 人
② バリアフリーのまちづくり	(1)移動支援事業利用者数/年	120 人	150 人
	(2)手話奉仕員養成人数/年	15 人	20 人
3 障がいのある人が活躍できる地域づくり			
① 障がいのある人が働けるまちづくり	(1)福祉施設から一般就労への移行者数/年	6 人	12 人
	(2)障害者優先調達推進法に基づく調達実績/年	6 件 1,128,143 円	15 件 3,000,000 円
② 誰もが自分を発揮できるまちづくり	(1)地域活動支援センター利用者数/年	94 人	100 人
	(2)文化芸術・スポーツのイベント開催	あり	あり

※あったかカードの現況登録者数のみ、令和6年末時点の登録者数です。

3. 実施事業一覧

第3章に掲げた重点目標と具体的な取り組みの体系に基づく事業を行います。各事業は、単年度ごとにその成果を見直し、必要に応じて改善を図ります。

基本理念	重点目標	施策	具体的な取り組み	主な実施事業
自立と共生社会の実現	ライフステージを通じた途切れのない支援の推進	1 相談支援体制の充実	(1)中核を担う基幹相談支援センターの機能強化 (2)支援体制をみんなで考える障害者自立支援協議会の充実 (3)権利擁護・虐待防止のための取り組み (4)ライフステージを通じた「途切れのない支援」の推進	障害者相談支援事業(基幹相談支援センター機能強化事業・障害者虐待防止対策を含む)/成年後見制度利用支援事業/総合相談事業/保育所運営(CLMと個別の指導計画を含む)/乳幼児発達支援事業 など
		2 サービスの確保と質の向上	(1)福祉サービスとその提供体制の確保 (2)保健医療サービスとその提供体制の確保 (3)本人中心のより良い支援を担える人づくり (4)福祉に関する市の窓口サービスの向上	介護給付・訓練等給付事業/障害児通所等給付事業/補装具支給事業/日常生活用具給付事業/日中一時支援事業/訪問入浴サービス事業/自立支援医療給付事業/重度心身障害者医療費助成事業 など
	障がいのある人と共に暮らす地域社会の環境づくり	1 共に生きる地域づくり	(1)障がいに対する市民の理解促進・啓発 (2)当事者活動や当事者参画の推進 (3)災害や犯罪に対する安全・安心の確保	地域活動支援センター事業/手話奉仕員養成研修事業/災害時要援護者台帳システム整備事業/白根乗馬福祉公園管理事業/障害者福祉社会活動支援事業 など
		2 バリアフリーのまちづくり	(1)誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備 (2)移動や外出の保障 (3)情報の保障と意思疎通支援	日常生活用具給付事業/タクシー初乗り運賃助成事業/移動支援事業/自動車運転免許取得費助成事業/自動車改造費助成事業/介助用自動車購入費等助成事業/手話通訳設置事業/手話通訳者等派遣事業 など
	障がいのある人の活躍を広げるまちづくり	1 障がいのある人が働けるまちづくり	(1)自分の力を活かす就労準備支援の充実 (2)働きたい人を働く場につなげる就労支援の強化 (3)働きたい人を地域で受け入れるネットワークづくり	介護給付・訓練等給付事業/障害児通所等給付事業/障害者相談支援事業/就労準備支援事業/参加支援事業 など
		2 誰もが自分を発揮できるまちづくり	(1)自分らしくいられる多様な場づくり (2)文化芸術活動・スポーツなどの充実	地域活動支援センター事業/移動支援事業/介護給付・訓練等給付事業/障害児通所等給付事業/生活困窮者自立支援事業/参加支援事業 など

資料編

1. 主な用語の解説

*バリアフリー（P1）

障壁（バリア）がないことを意味します。日常生活・社会生活における物理的、心理的、社会的、情報などの障壁を取り除くことで、障がいのある人などが暮らしやすくなる状態を指します。

*障害者差別解消法（P2）

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重しあう共生社会の実現を目指すことを目的に制定されました。令和3年に一部改正され（令和6年4月施行）、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されました。

*医療的ケア児支援法（P2）・医療的なケア（P9）・医療的ケア児（P17）

医療的ケア児支援法の正式名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」です。医療的ケア児（以下「医ケア児」）の健やかな成長を図り、その家族の離職を防止することを目的としています。医療的なケアは、たんの吸引や経管栄養・気管切開部の衛生管理など、日常生活・社会生活の中で必要となる医療的行為のことをいいます。医ケア児は、人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、医療的なケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

*あったかカード（P7）

高齢者や障がいのある人など、災害時に自力で避難するのが困難な人を登録し、近隣住民による避難支援や見守りの体制づくりを行うものです。本市では各地区の民生委員を通じて登録し、自治会などによる個別避難計画の作成につなげています。

*山梨県障害者幸住条例（P7）

障がいのある人の自立と社会参加の促進及び生活環境などの整備を促進し、障がいのある人が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会を築くことを目的に、平成5年に制定されました。

*ヤングケアラー（P8）

本来、大人が行う家事や家族の介護などを日常的に行っている子ども・若者のことです。責任の重さや負担で学業などに影響が出てしまうことが問題となっています。

*ヘルプカード（P8）

障がいのある人が、緊急時や困ったときに、手助けや配慮を周囲の人お願いしやすくするため、必要事項を記入して携帯するカードです。

***ヘルプマーク（P 8）**

人工関節や難病などの外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない人が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

***あつまるしえ（P 8）**

市内の障害福祉サービス事業所が出店し、そのサービス利用者が、自ら手がけた農産物や加工品などを販売する会です。障害者自立支援協議会の就労事業所共有会議の主催により、令和4年11月から毎月1回開催されています。

***8050問題（P 9）**

80代の親と50代の子が社会から孤立して暮らし、介護や困窮、ひきこもりの長期化などの様々な問題が発生する状態をいいます。

***地域生活支援拠点（P 9）**

障がいのある人の重度化や高齢化、親なきあとの生活を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ、対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を構築することです。令和6年4月の法改正により、拠点整備は市町村の努力義務となっています。

***成年後見制度（P 13）**

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が、権利侵害にあうのを防ぐため、家庭裁判所が選任する後見人などが、本人に代わって財産管理や契約などの法律行為、日常生活の支援を行う制度です。

***日常生活自立支援事業（P 13）**

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、定期的な訪問などの支援を行うものです。本人との契約に基づく点が成年後見制度とは異なります。

***障害者虐待防止法（P 13）**

虐待の防止と早期発見・保護などを行い、障がいのある人の権利利益の擁護を行うことを目的としています。

***インクルーシブ保育・教育（P 14）**

障がいのある子どもや特別なニーズを持つ子どもが、障がいのない子どもと共に保育・教育を受けることです。または、障がいのある子どもや特別なニーズを持つ子どもが、合理的な配慮の提供を受けながら、自分の暮らす地域で保育・教育を受けられる状態のことです。

***地域包括ケアシステム（P 16）**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・住まい・自立した日常生活支援が包括的に確保される体制のことです。

***思いやりパーキング制度（P 2 2）**

障がいのある人や高齢者・けが人・妊産婦など、車の乗降や移動に配慮が必要な人に利用証を交付することで、店舗や公共施設の駐車場の障害者専用駐車区画を、安心して利用できるようにするための山梨県の制度です。

***地域支えあい協議体（P 2 3）**

高齢化がさらに進んでも、高齢者の生活支援や介護予防が必要な人に行き届くよう、ちょっとした困り事は身近な地域の助けあいで解決できたり、元気な高齢者が支え手となって活躍できたりするような地域づくりを考える場のことです。

***障害者優先調達推進法（P 2 6）**

障害者就労施設（就労継続支援事業）などを利用する人たちの工賃の向上や、自立した生活につなげるため、国や地方公共団体などがこれらの施設などから優先的に物品などを調達するよう努めることを定めた法律です。平成25年4月に施行され、市町村は毎年度の実績を公表しています。

2. 講演会・座談会ダイジェスト

障害者計画講演会

障害者計画策定にあたり、本市の障害福祉施策の理念とする「自立と共生社会の実現」を推進するために「障害者差別解消の推進」をテーマに講演会を開催しました。

開催日：令和6年7月6日（土）

開 場：午後1時30分

講 演：午後2時（約70分間）

会 場：若草生涯学習センター

講演テーマ：

「いまだからこそ考えよう『合理的配慮』」

講師：健康科学大学 田村正人 先生



○講演内容（一部抜粋）

- ・「私が後見人をやっていた障がいのある方で、ほぼ寝たきりで車椅子の方が余命宣告をされ、元気なうちに何かしたいことありますか？と言ったら、その方はラーメンが食べたいと言うので、中華料理屋に行きましょうと。入店したのがお昼時だったんです。座れるところはあるかなと、お店に頼んで車椅子のスペースを空けてもらおうと思ったら、お客さんたちが配慮してくれて、みんな自然な感じで車椅子が座れるようにしてくれた。たかがお昼ご飯の話かもしれないですが、お互いに配慮するということが、すごく大事なんじゃないかと思った瞬間でした。」
- ・「障がいのある人もない人も声を上げることだと思います。声を上げていかないと、誰も気づかない。声を上げることそのものが、自分にとって大事な人のためでもあり、自分のためにもなる。」

○参加者コメント（一部抜粋）

- ・「権利という言葉にとっても心が引っ張られ、改めて自分の気持ちを伝えてもいいんだと考えさせられました。」
- ・「私は障がい者雇用で働いています。作業ではなく、もっと利用者の介助がしたいけど、障がい者雇用で働いているから仕方ないと諦めていました。しかし、今日の講演を聞いて、もっと自分の思いを伝えてもいいのかもしれないと思いました。」

第1回 障害者計画座談会

～あなたの声を聴かせてください①～

障害者計画に障がい当事者の意見を反映させるためのワークショップ形式の座談会の第1回です。参加者は3つのグループに分かれ、2つのテーマについて意見を交換しました。また、市障害者相談支援センター職員が各グループのファシリテーターを務めました。

日 時：8月26日（月）

午後2時～4時

場 所：市役所本庁舎 新館会議室

参加者：障がい当事者とその家族

支援者など16名

オブザーバー：健康科学大学

田村正人 先生

ワークショップ：

テーマ『障がい者への差別と社会的バリアフリー』



○テーマ①「障がい者への差別」参加者意見（抜粋）

- ・「障がいという言葉だけで一括りにされていると感じる。」
- ・「障がい者が自分でできることでも、健常者は助けようとするところがある。逆によかったね、障がいがあると、障がいを羨ましがられることも。」
- ・「A型事業所で働いていたが、同意や説明がなく急に会社の都合で方針やルールが変わる。障がい者をないがしろにしているように感じる。」
- ・「息子が幼いころ出かけた際に、障がいの特性からウロウロしてしまったら、周囲にいた人から怒鳴られたことがある。」

○テーマ②「社会的バリアフリー」参加者意見（抜粋）

- ・「新しくオープンした商業施設に車椅子の娘が行ったが、2階へのエレベーターがなかった。行きたくても、もう行けない。」
- ・「外出先にバリアフリートイレがあるか調べるが、バリアフリー対応をうたっているが、現地には段差があり、狭くて使いにくいことが多い。」
- ・「年齢・性別・障がいの有無などに関係なく人が集まることができる場所があると良い。様々な人がいるということ、小さな頃に経験することが大事。」

第2回 障害者計画座談会

～あなたの声を聴かせてください②～

障害者計画に障がい当事者の意見を反映させるためのワークショップ形式の座談会の第2回です。参加者は4つのグループに分かれ、2つのテーマについて意見を交換しました。また、市障害者相談支援センターと福祉総合相談課職員が各グループのファシリテーターを務めました。

日 時：9月24日（火）

午後2時～4時

場 所：市地域防災交流センター

多目的ホール

参加者：障がい当事者とその家族

支援者など19名

オブザーバー：健康科学大学

田村正人 先生

ワークショップ：

テーマ『障がい者の社会参加と居場所づくり』



○テーマ①「障がい者の社会参加」参加者意見（抜粋）

参加者意見（一部）

- ・「障がい者が幅広くサービスを受けられれば、社会参加できるのでは。」
- ・「障がい者は地域活動に参加したいけれどできていない現状がアンケート結果からもわかる。そういった課題を計画に反映させてほしい。」
- ・「健常者と同じように、スポーツ・趣味で社会参加したいが、聴覚障がい者はコミュニケーションの問題があってできない。」
- ・「障がいのある自分の子にとって、学校が一番の社会参加」

○テーマ②「障がい者の居場所づくり」参加者意見（抜粋）

参加者意見（一部）

- ・「発達障がいのある子どもを持つ親などが集まって話をする会を作った。お互い気持ちを吐き出したりと、良いコミュニティになっている。」
 - ・「60代後半からの住まいをどこに置くか。地域にいられば一番だと思うが、介護も必要になると思うのでグループホームになるか、施設になるか。」
- 「身体障がいの息子を放課後デイサービス以外に預ける場所、ショートステイなどで家族が冷静に休息できる居場所が欲しい。」

3. アンケート調査の結果

第5次障害者計画の策定にあたり、市内在住の障がいのある方々の障害者施策に対する意向などを把握し、計画策定の資料とするため調査を実施しました。

① 調査方法

- ・ 基準日 令和6年6月10日時点
- ・ 調査対象 障害者手帳所有者又は障害者総合支援法などに基づく障害福祉サービスを利用している市民1,200人（それぞれ無作為抽出）
内訳：18歳以上の方（成人）1,000人
18歳未満の方（児童） 200人
- ・ 調査方法 郵送による配布・回収
- ・ 調査期間 令和6年6月24日～7月19日（26日間）
- ・ 回収率 38%（有効回答数460件）
- ・ その他 障害者優先調達推進法に基づき次の業務を福祉事業所に委託しました。
 - ・ 調査票の封入封緘 みらいコンパニー（南アルプス市）
 - ・ 回答のデータ入力 ジリツアカデミー（甲府市）

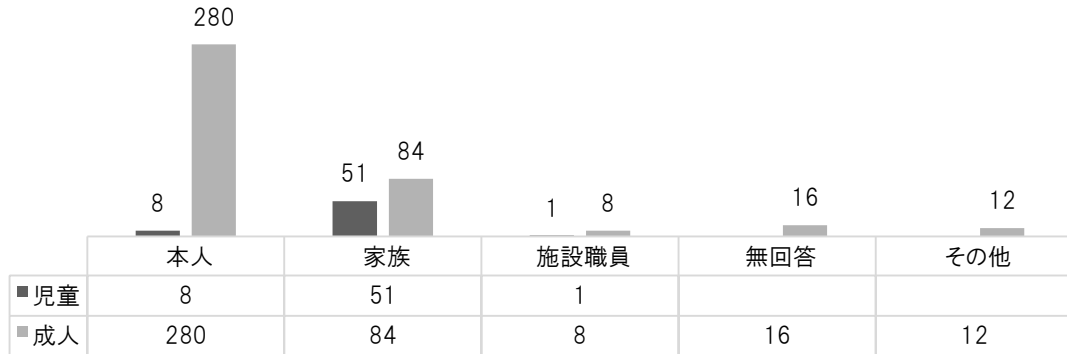
② 調査項目

- ・ あなたについて
- ・ あなたの生活について
- ・ 保健・医療について
- ・ 障がい児への支援について
- ・ 働くことについて
- ・ 外出について
- ・ 情報提供について
- ・ 安全・安心について
- ・ 権利擁護・差別解消について
- ・ 地域との関わりについて
- ・ その他（自由記述）
- （合計44項目）

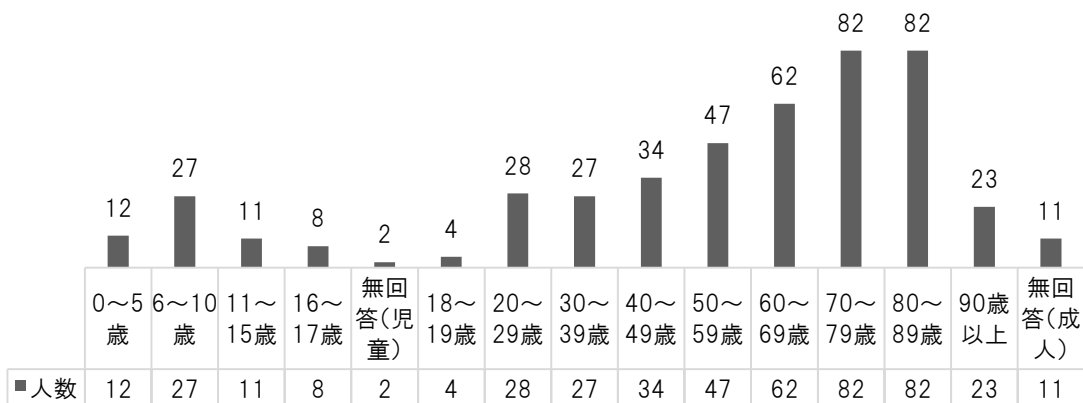
③ 回答の結果

あなたについて

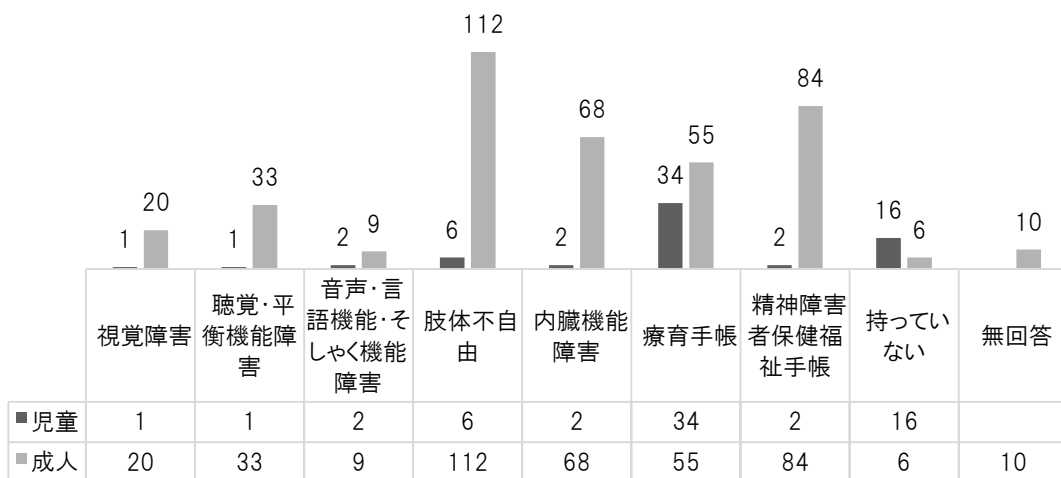
【問1】 お答えいただいているのは、どなたですか。



【問2】 あなたの年齢(令和6年6月1日現在)を記入してください。



【問3】 障害者手帳を持っていますか。持っている場合その種類は何ですか。
(該当するすべてに回答)

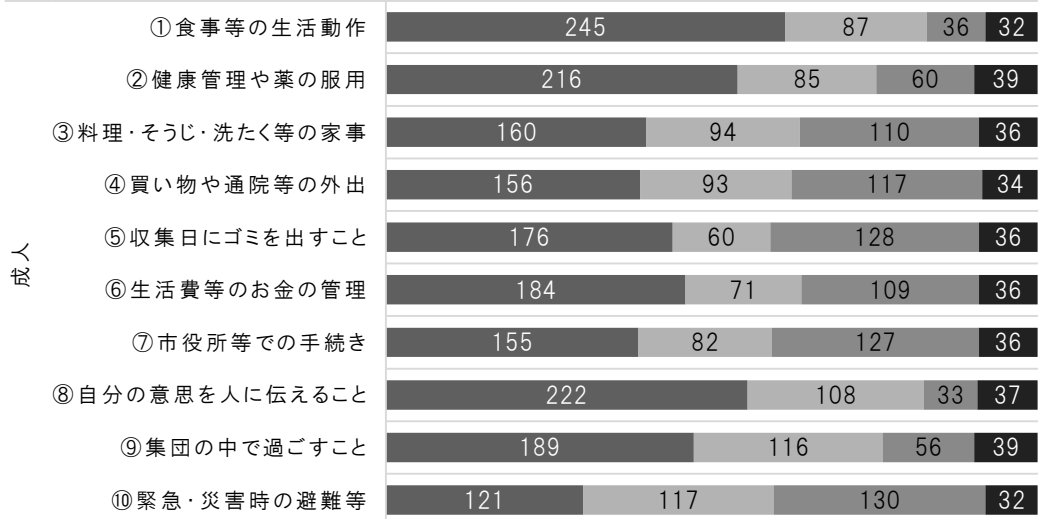
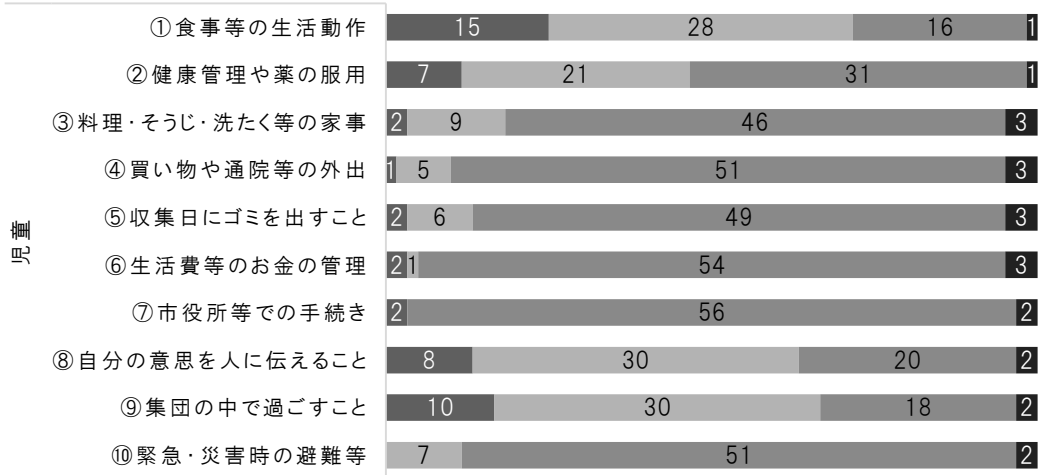


あなたの生活について

【問4】 今、どのように生活していますか。

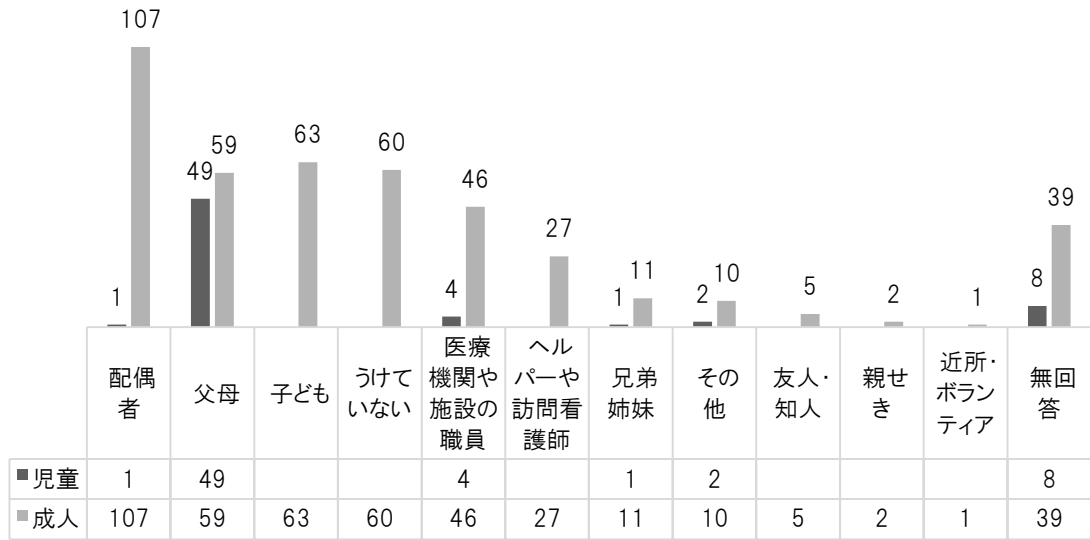


【問5】 今の生活の中で、次のことに誰かの手助け・介助が必要ですか。

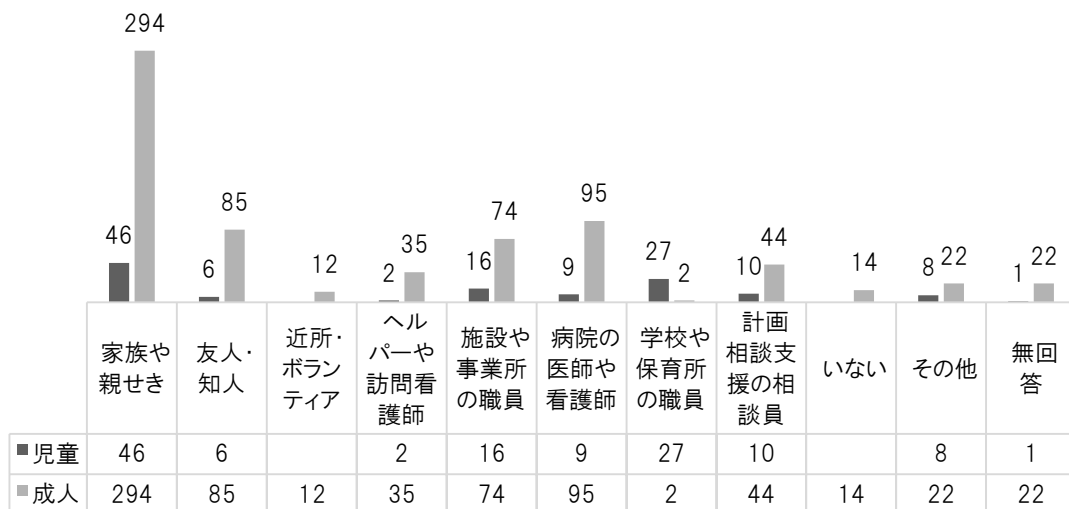


■ 必要ない ■ 部分的に必要 ■ 全面的に必要 ■ 無回答

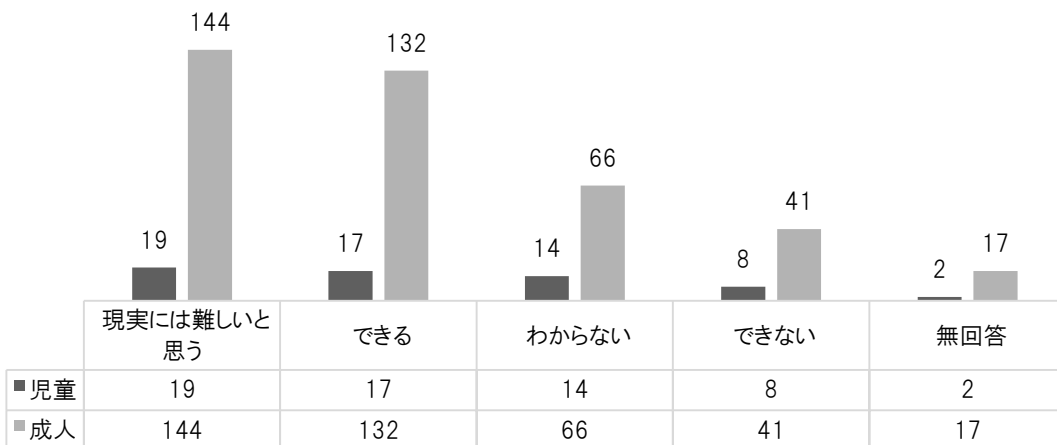
【問6】 今の生活の中で、主にどのような人の手助け・介助をうけていますか。



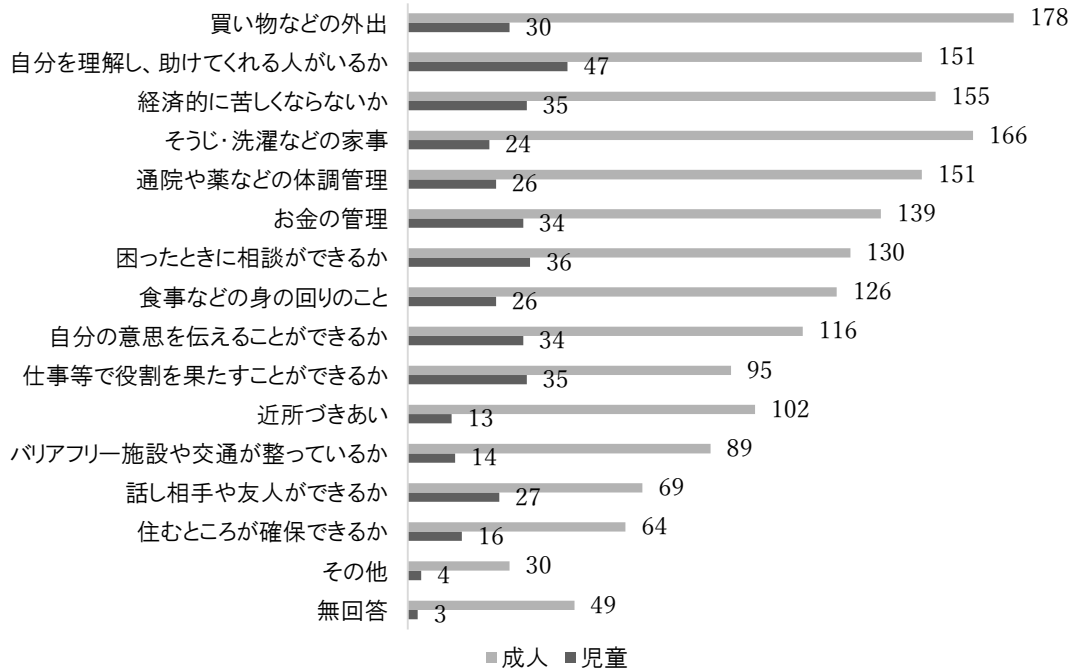
【問7】 あなたが心配事や悩みを相談する相手は誰ですか。(複数回答可)



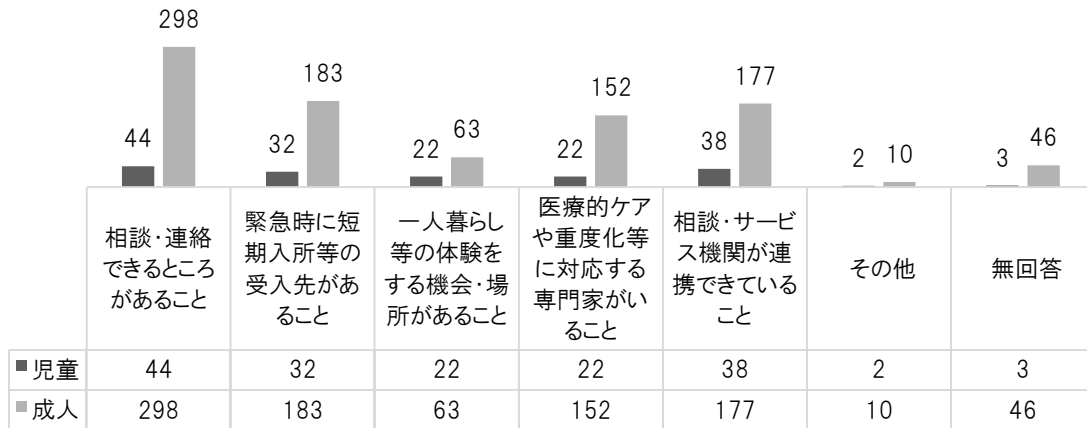
【問8】 支援があれば、重度障がいがあっても、地域で暮らせると思いますか？



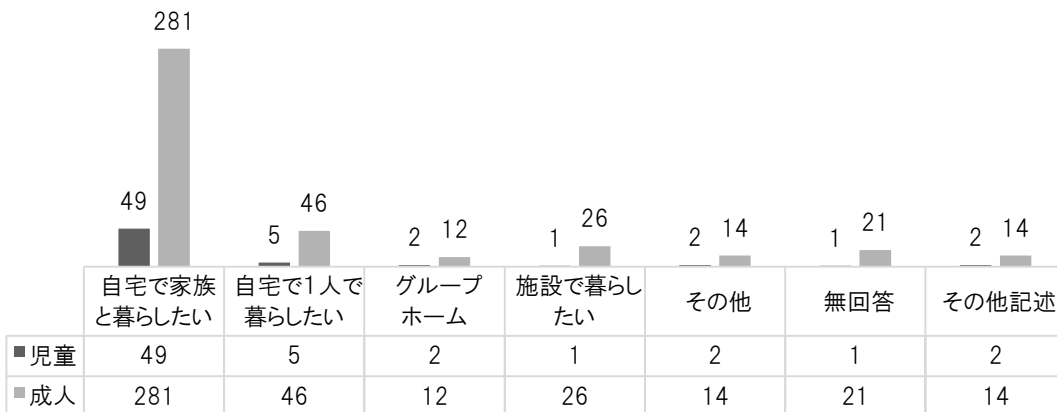
【問9】 地域(在宅)で暮らす上で、不安なことは何ですか。(複数回答可)



【問10】 地域(在宅)で暮らす上で、大切だと思うことは何ですか。(複数回答可)

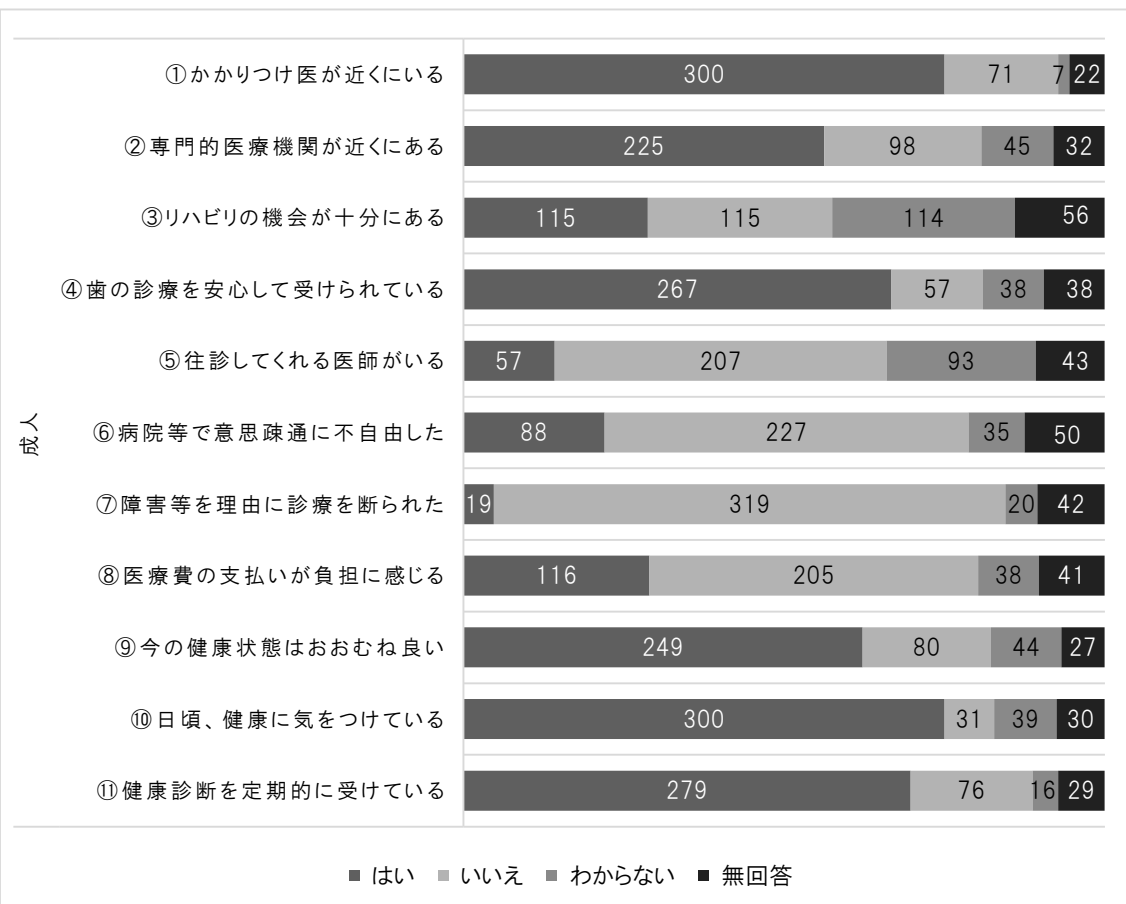
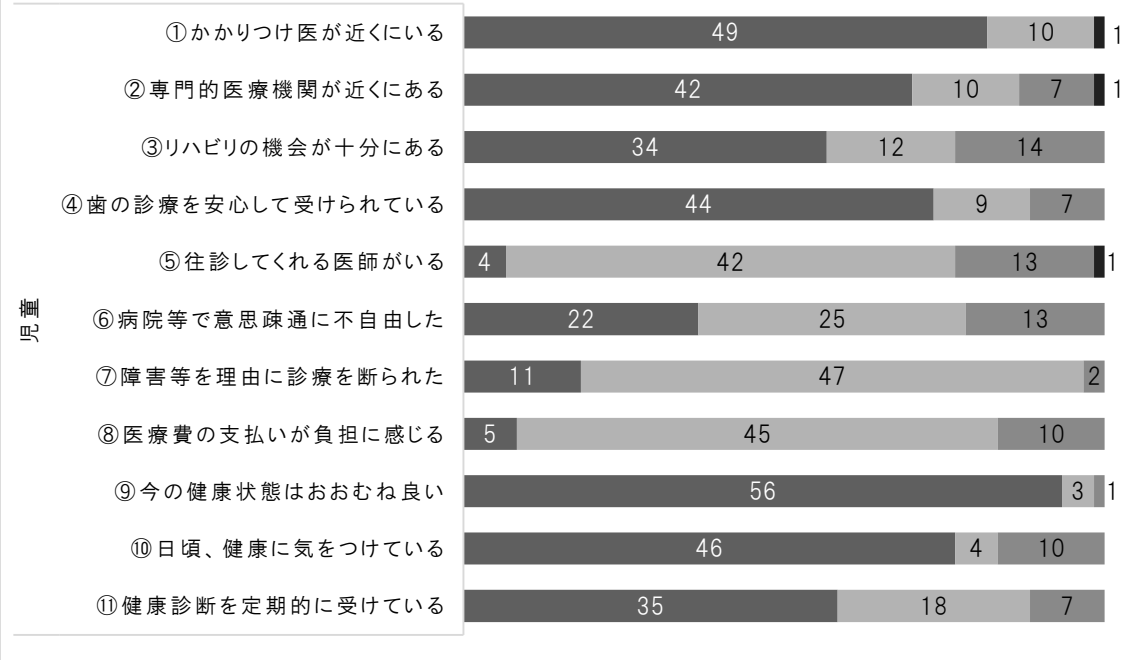


【問11】 今後、どのように生活していきたいですか。



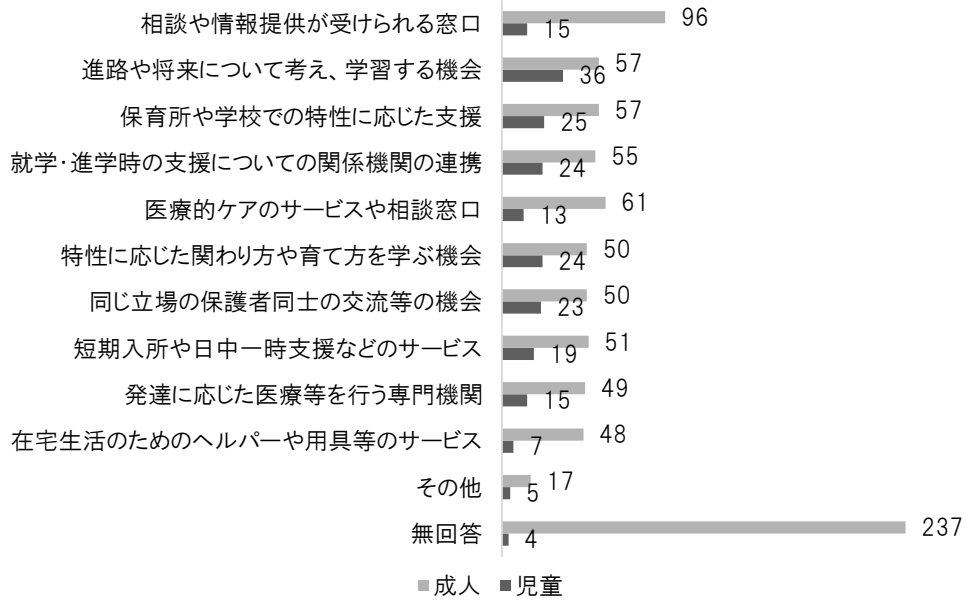
保健・医療について

【問12】 あなたは、次の①から⑪にあてはまりますか



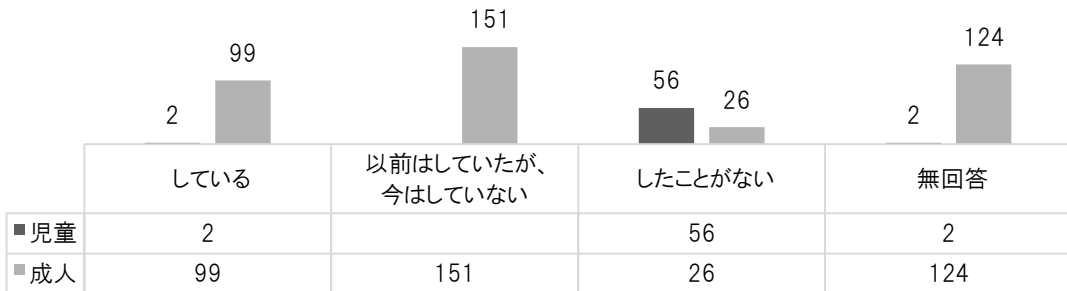
障がい児への支援について

【問13】 障がい児やその保護者への支援について不足していると思うことは何ですか。
(複数回答可)



働くことについて

【問14】 あなたは今、仕事をしていますか

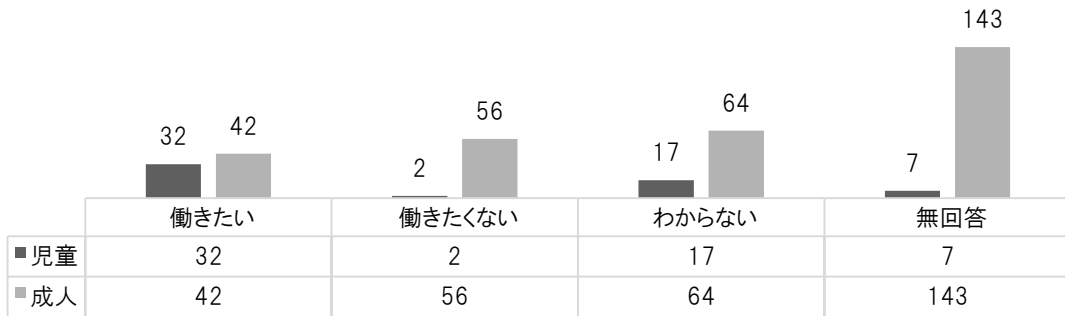


【問15】 どんな仕事をしていますか。【問14で「している」と回答した人への質問】



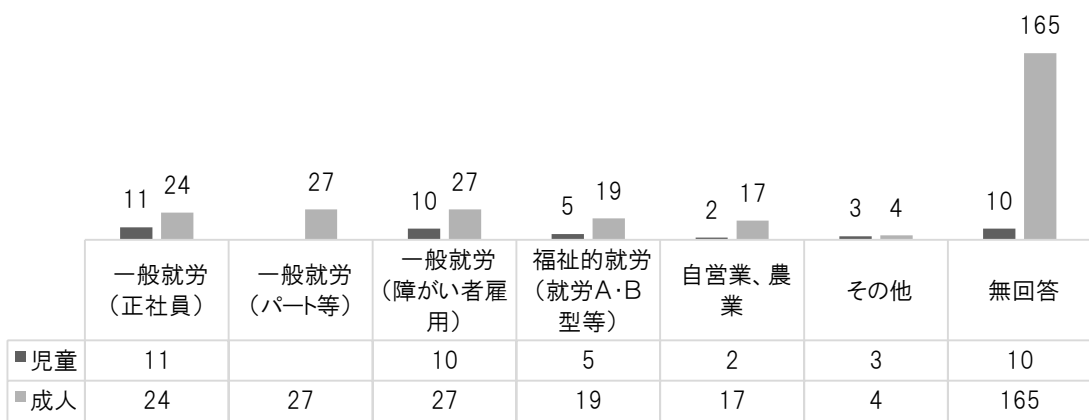
【問16】 体調などの条件が整えば働きたいですか。

【問14で「していない」又は「したことがない」と回答した人への質問】



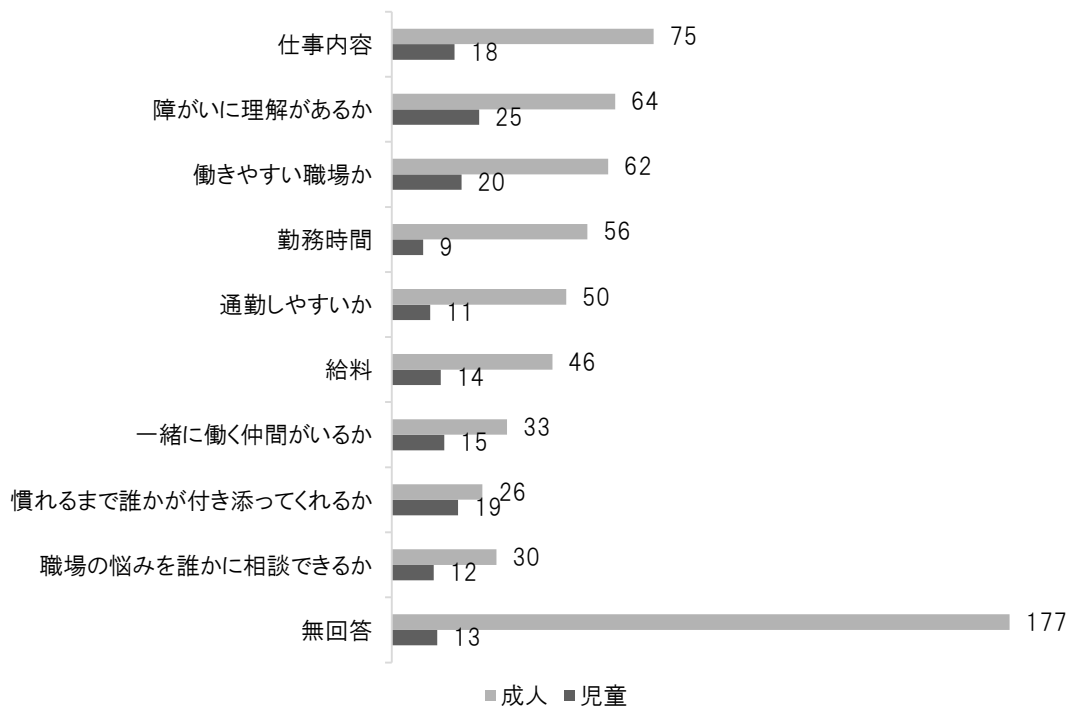
【問17】 最も希望する仕事のしかたは、どんな形ですか。

【問14で「している」又は問16で「働きたい」と回答した人への質問】

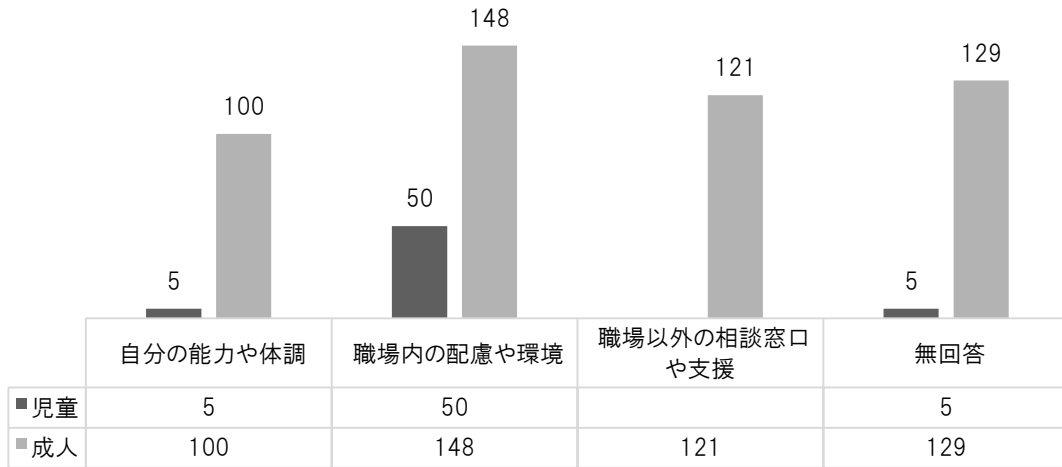


【問18】 仕事を選ぶ上で重視することは何ですか。(複数回答可)

【問14で「している」又は問16で「働きたい」と回答した人への質問】

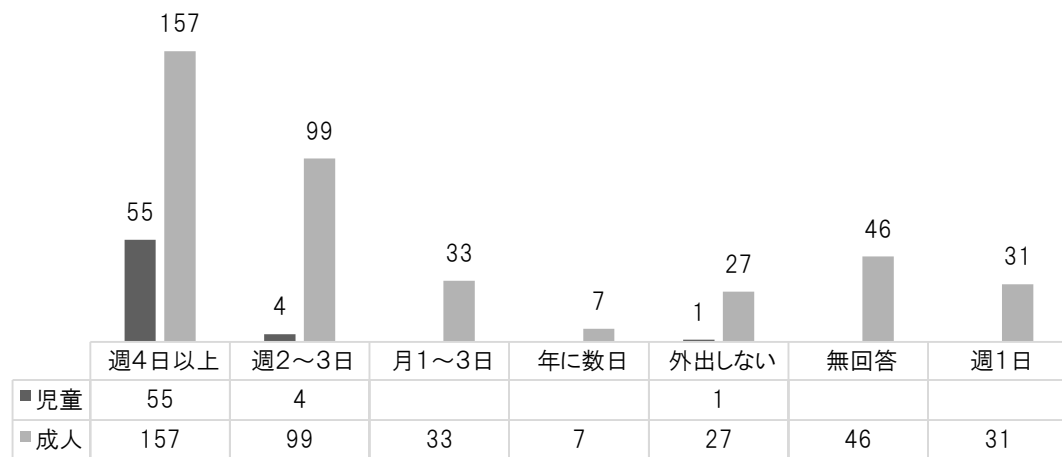


【問19】 障がい者が働けるようになるために、一番大事なことは何ですか。(複数回答可)

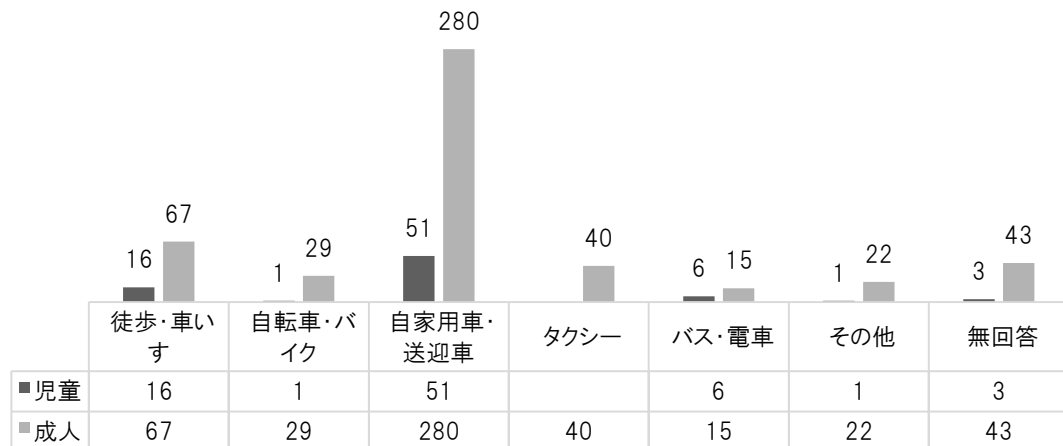


外出について

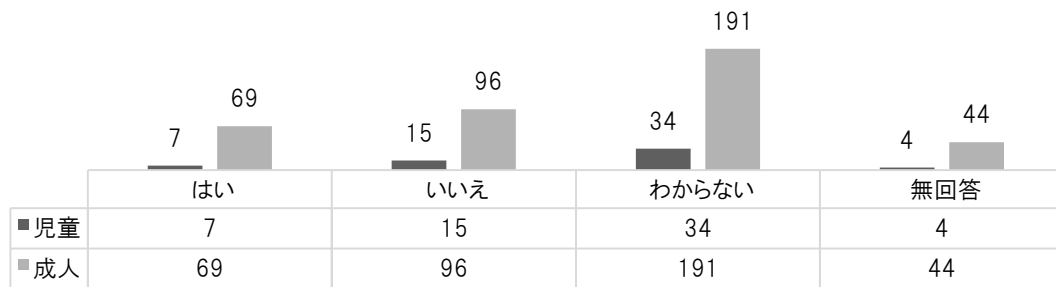
【問20】 どのくらいの頻度で外出していますか。(仕事や通学などを含む)



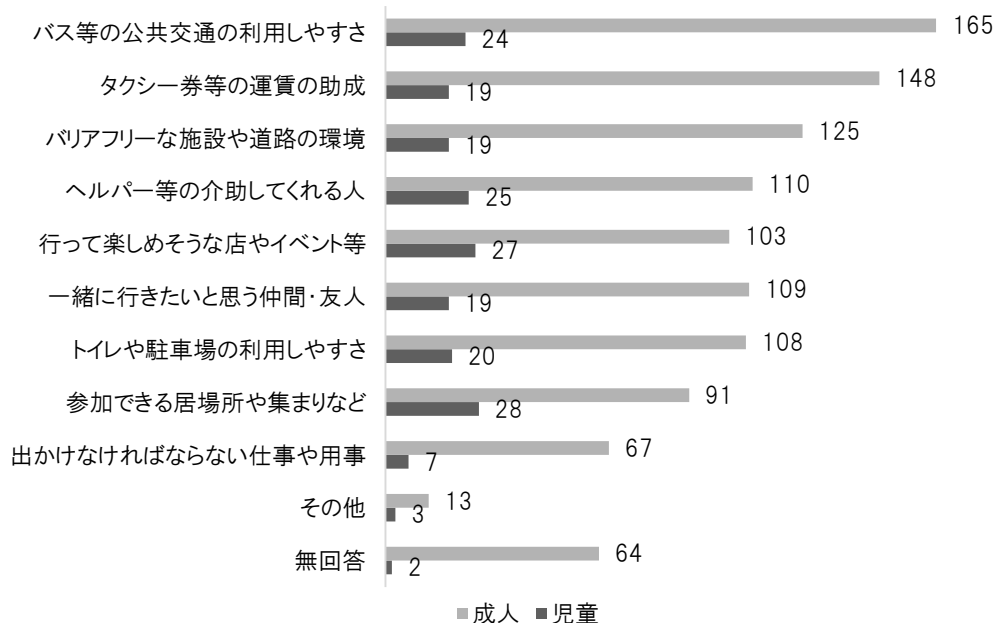
【問21】 外出するときの手段は何ですか。(複数回答可)



【問22】 南アルプス市は、障がい者が外出しやすい地域だと思いますか。

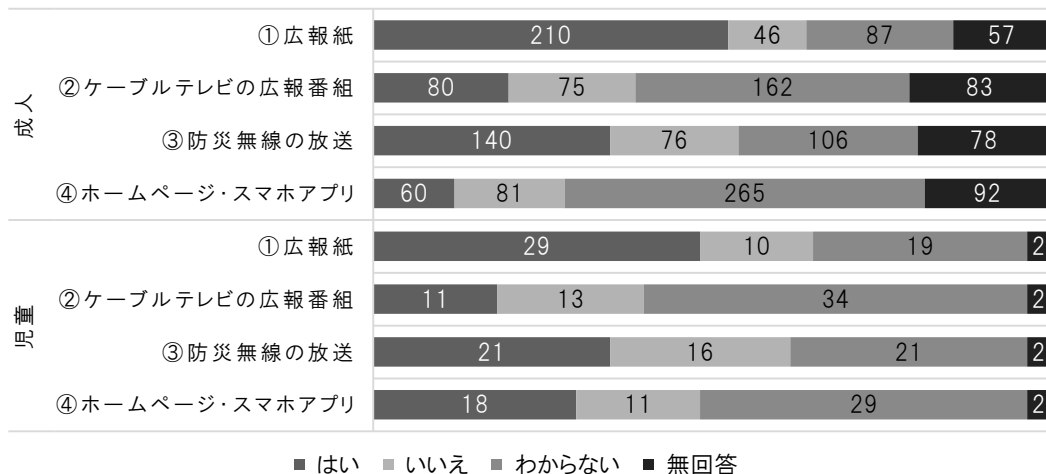


【問23】 どのようなことがあれば、障がい者の外出機会が増えると思いますか。
(複数回答可)

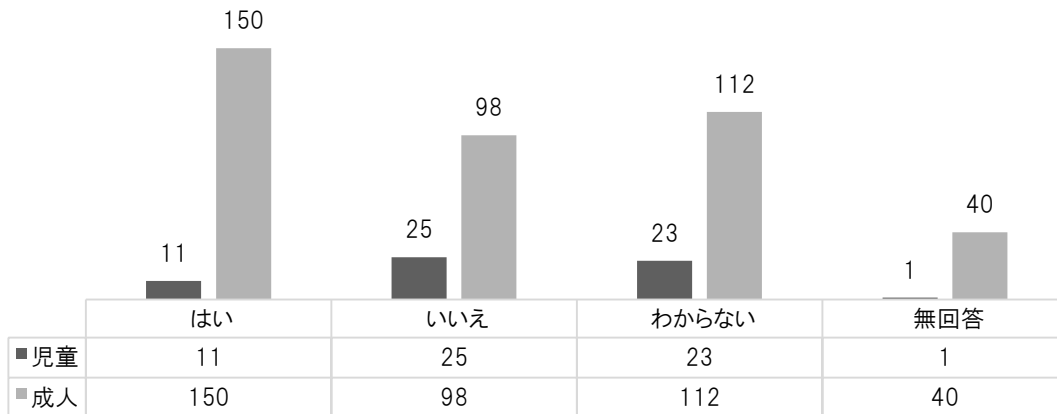


情報提供について

【問24】 次の市からの情報提供手段は利用しやすいですか。

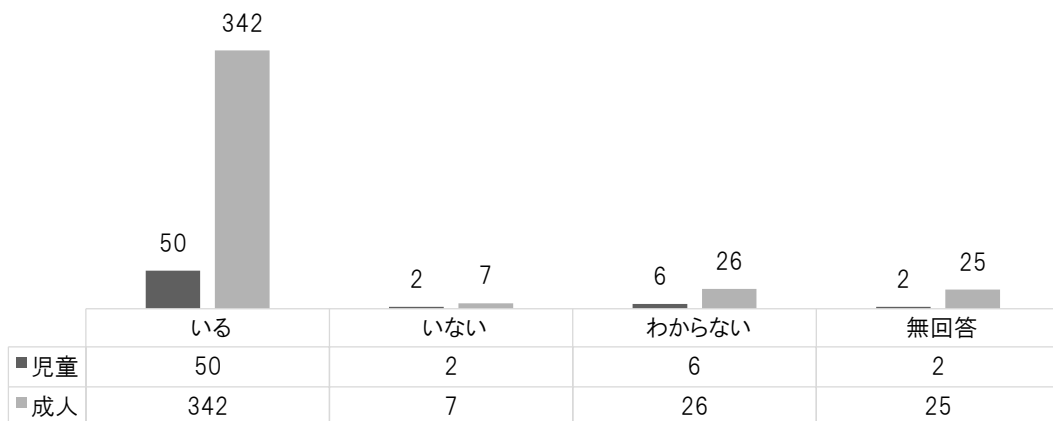


【問25】市の通知や申請手続きは、障がい者に分かりやすいと思いますか。

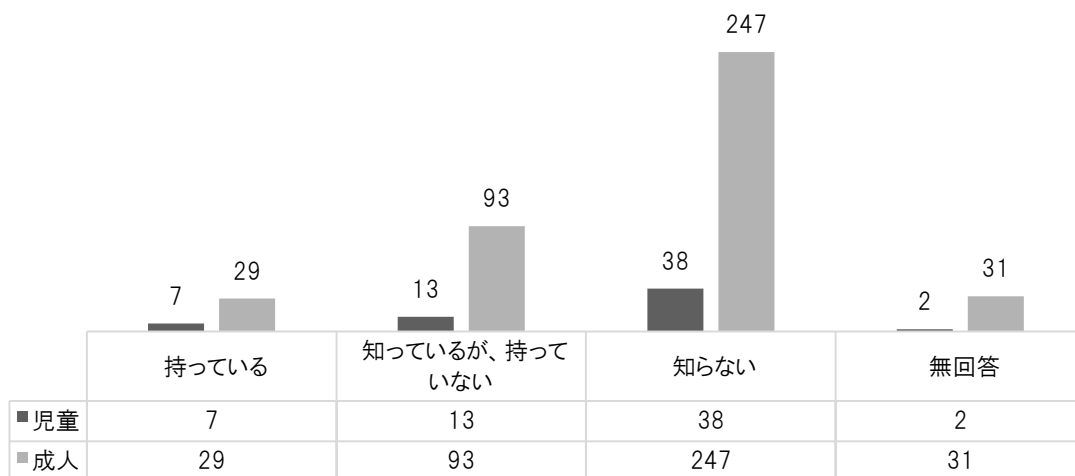


安全・安心について

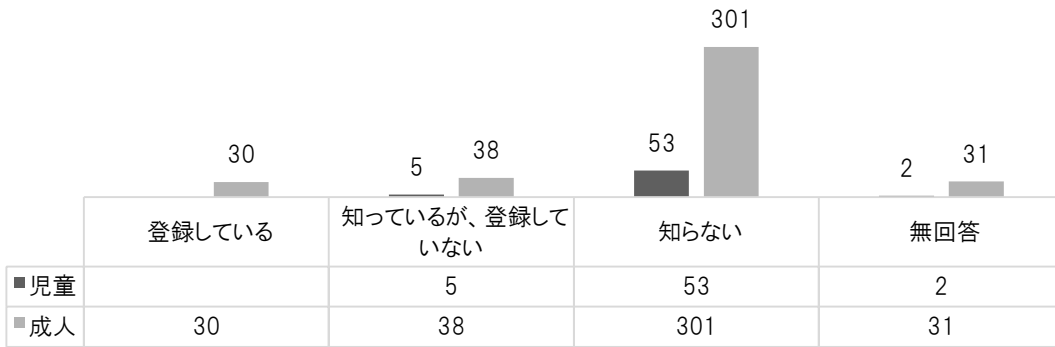
【問26】何かあったとき、助けを求める相手がありますか。



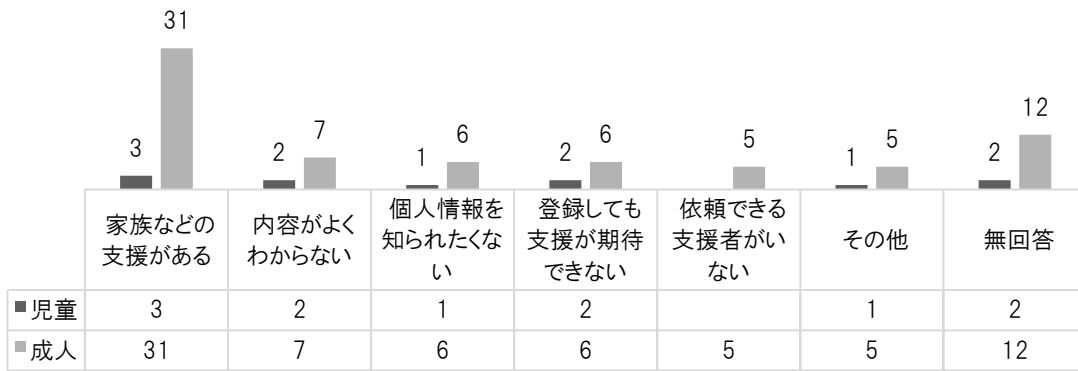
【問27】ヘルプカードを市役所で配布しているのを知っていますか。



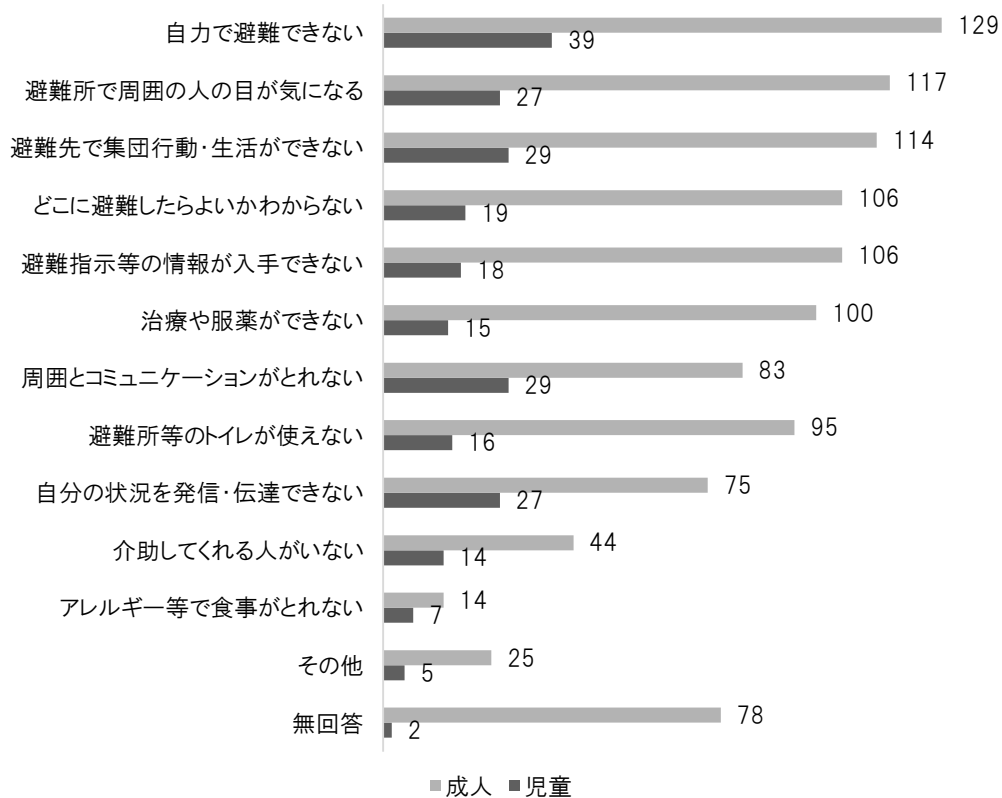
【問28】 あったかカードを知っていますか。



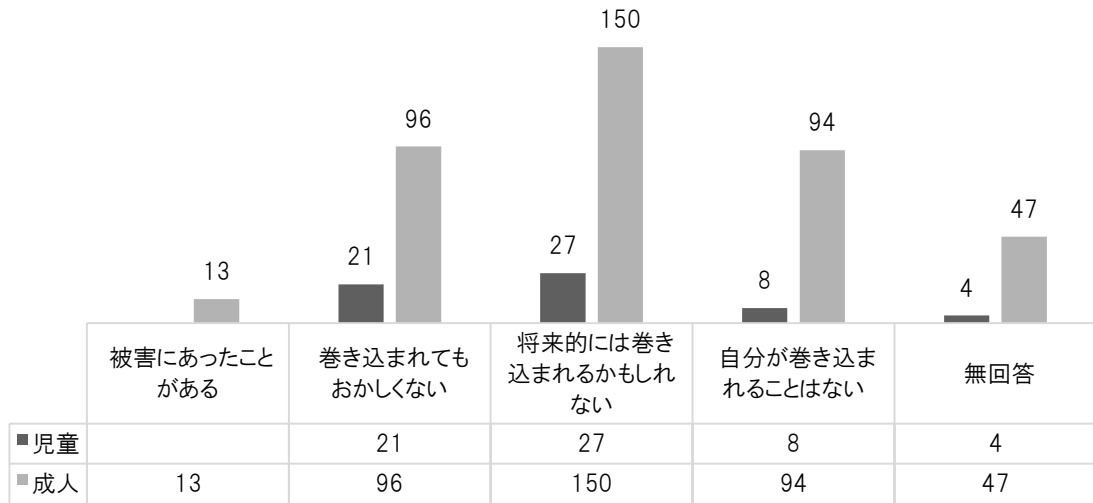
【問29】 登録していない理由は何ですか。【問28で「していない」と回答した人への質問】



【問30】 あなたが、災害時に困ると思っていることは何ですか。(複数回答可)

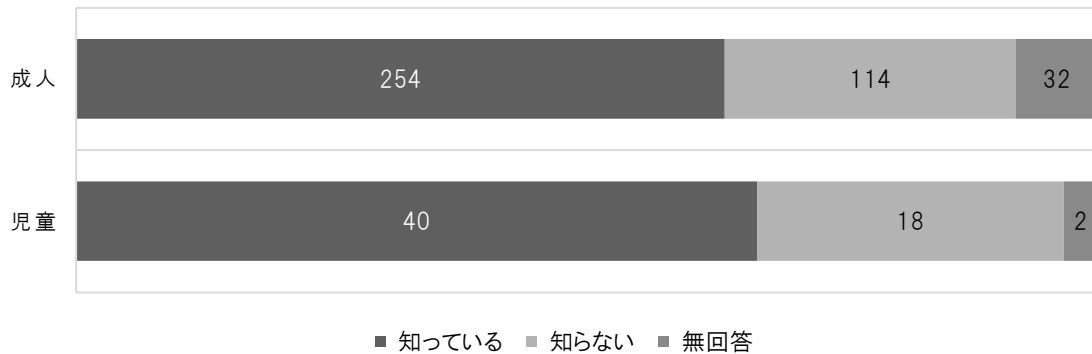


【問31】 消費者トラブルや振り込め詐欺についてどう思いますか。

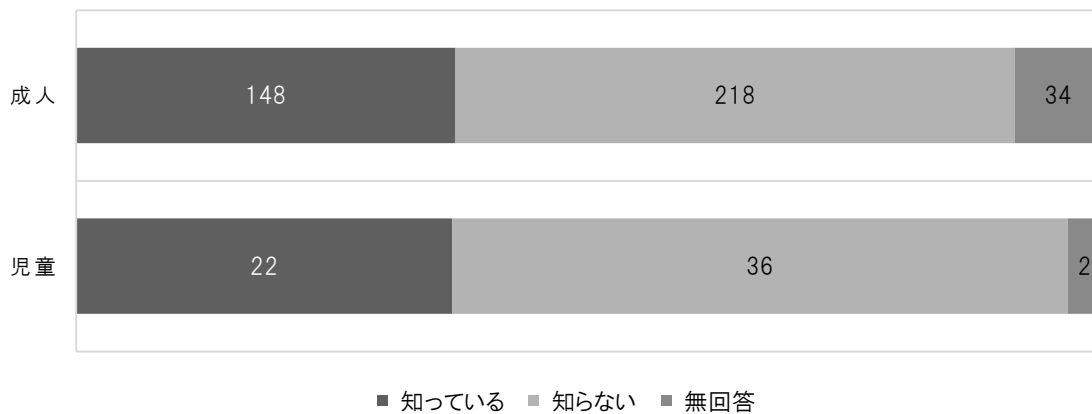


権利擁護・差別解消について

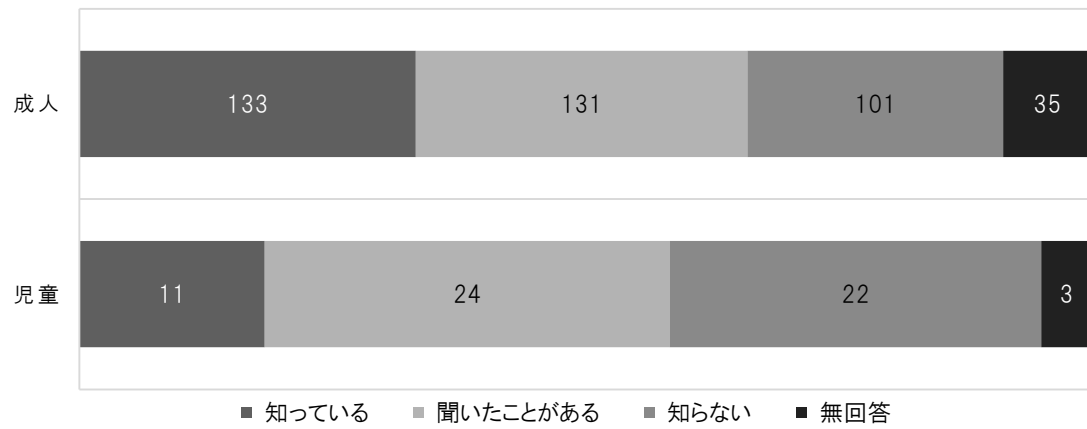
【問32】 障がい者への虐待が権利侵害にあたることを知っていますか



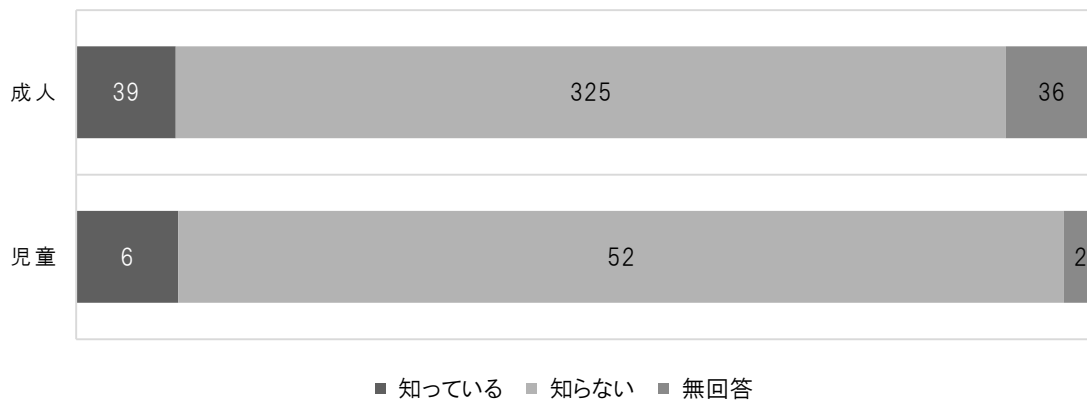
【問33】 障がい者への虐待を発見した場合や虐待が疑われる場合に市などに通報する義務があることを知っていますか。



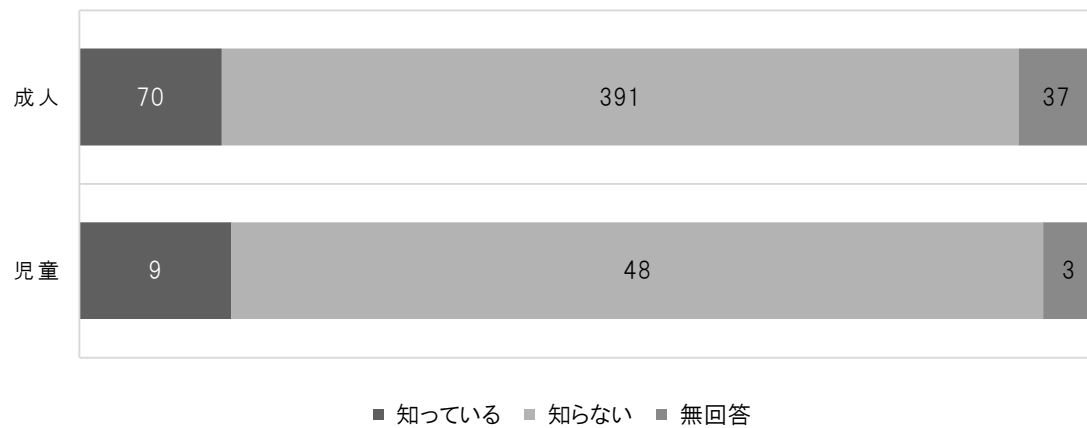
【問34】 成年後見制度を知っていますか。



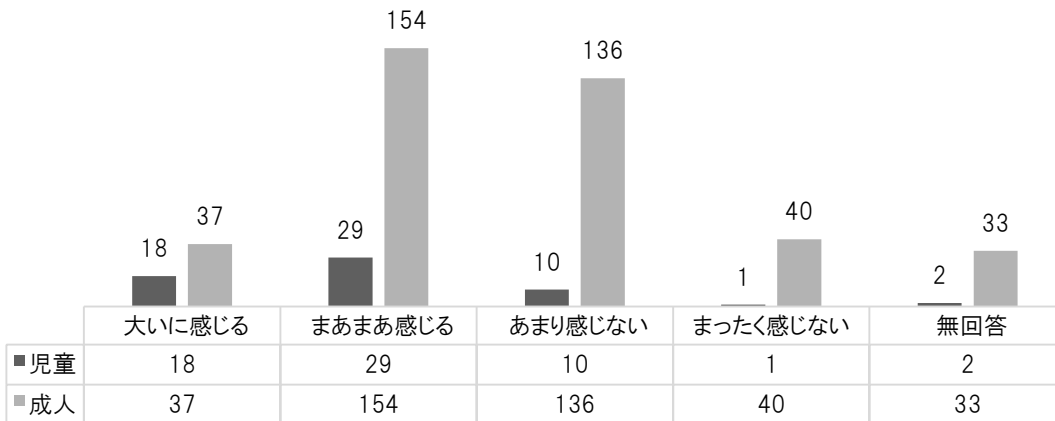
【問35】 成年後見制度などについて相談できる「南アルプス市権利擁護センター」を知っていますか。



【問36】 障害者差別解消法が改正され、事業者などによる障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたことを知っていますか。

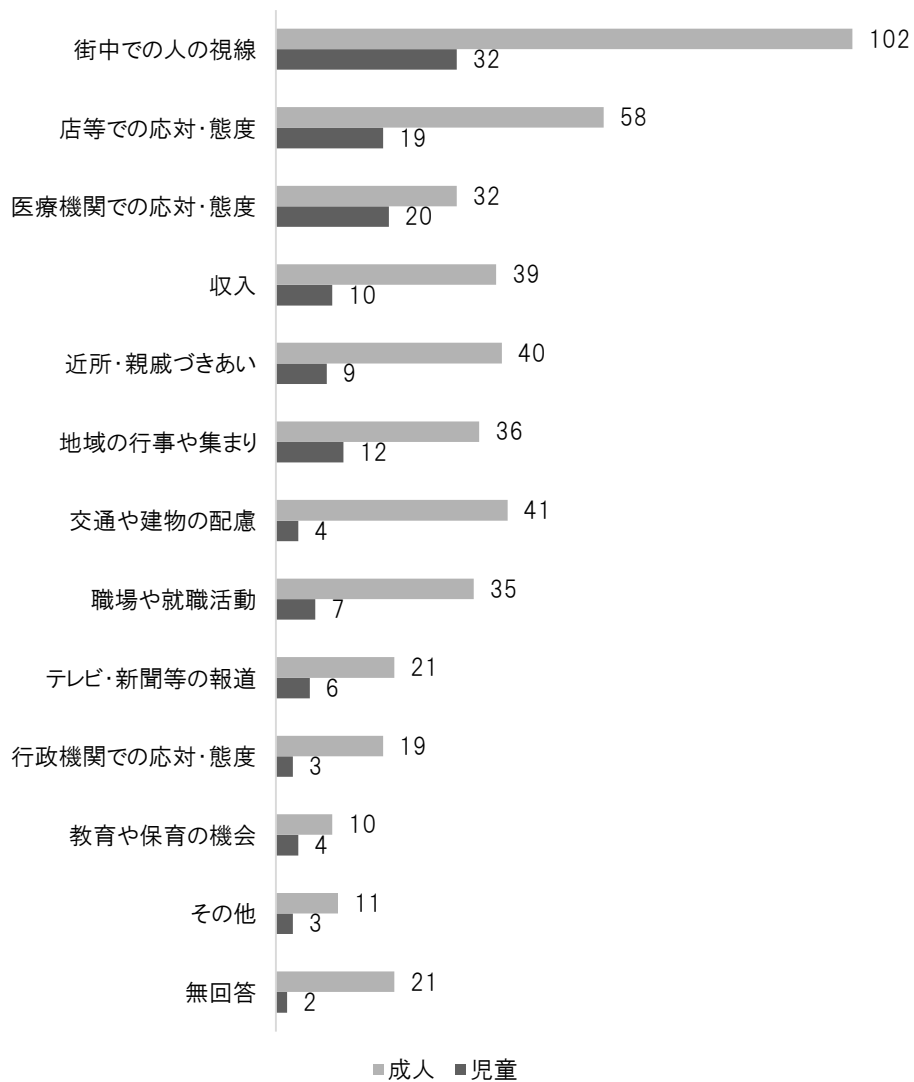


【問37】 ふだんの暮らしの中で、障がい者への差別や偏見を感じますか。

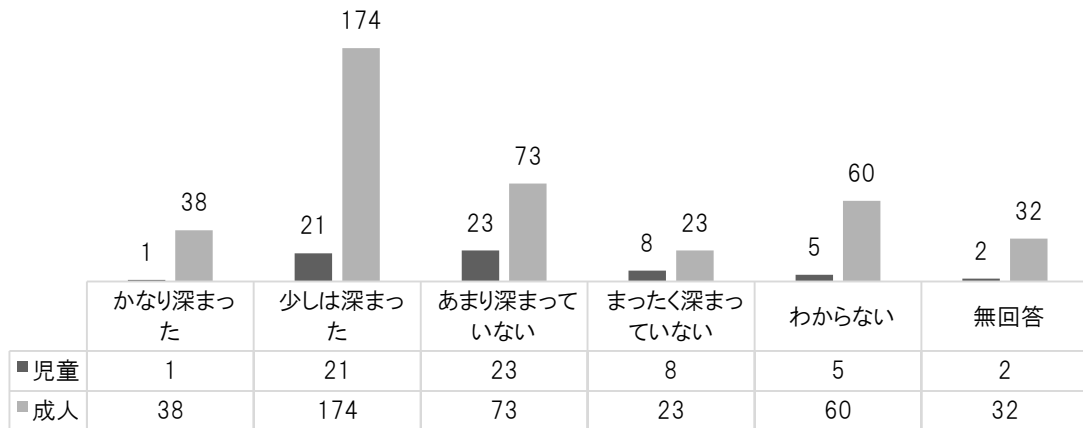


【問38】 差別や偏見を感じるのは、どのようなときですか。(複数回答可)

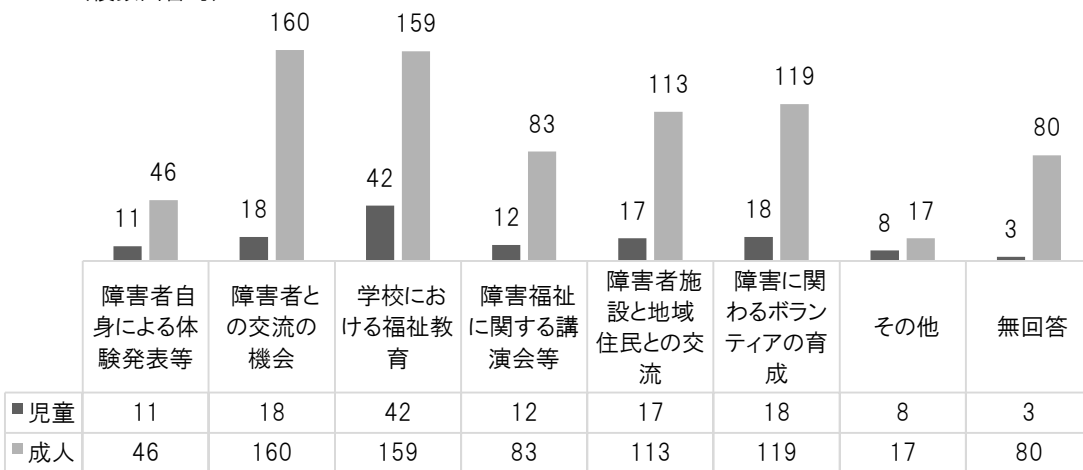
【問37で「大いに感じる」もしくは「まあまあ感じる」と回答した人への質問】



【問39】 社会全体で、障がい者への理解は以前より深まったと感じますか。

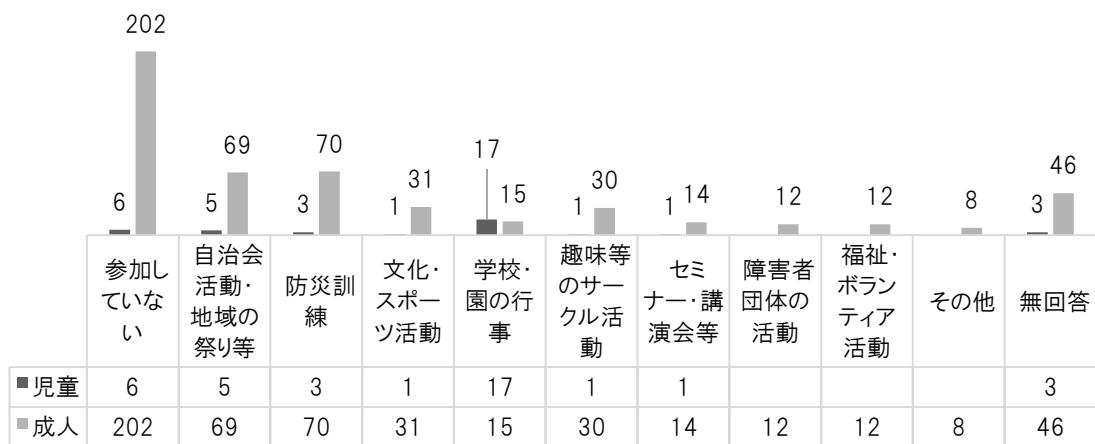


【問40】 障がいに対する市民の理解を深めるには何が必要だと思いますか。
(複数回答可)

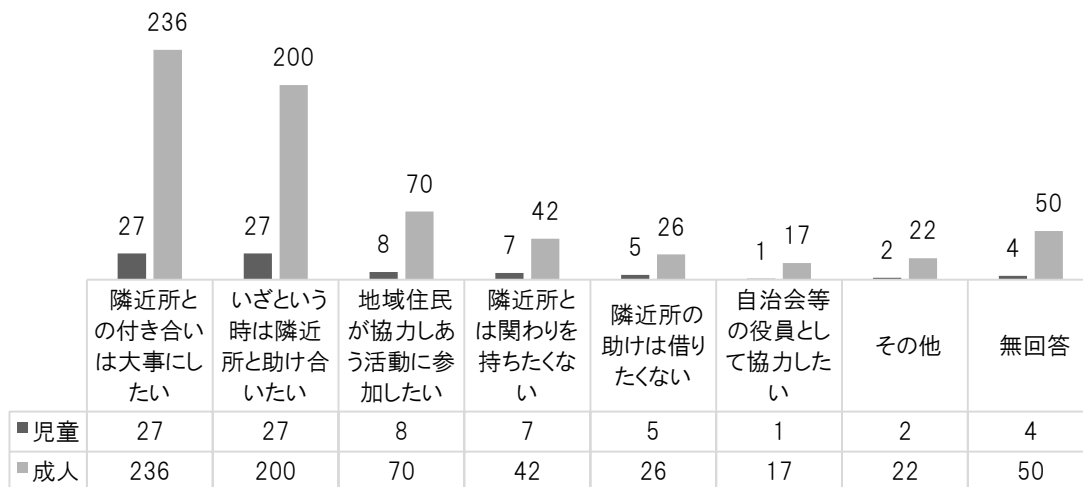


地域との関わりについて

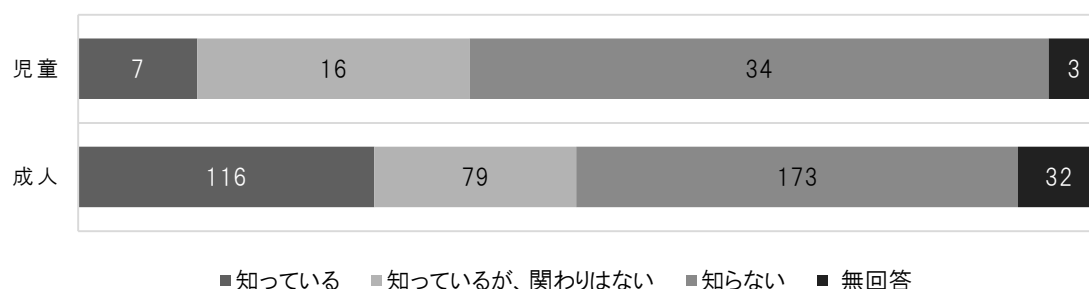
【問41】 あなたは、最近1年間で、地域の行事などに参加しましたか。(複数回答可)



【問42】 あなたは、地域との関わりをどのように考えていますか。（複数回答可）



【問43】 住んでいる地区の民生委員児童委員を知っていますか。



その他

【問44】 市の障害者施策への意見などを自由に記入してください。

◆自由記述欄に全110通の意見をいただきました。

その一部を掲載しますが、回答1通に複数の意見が記入されており、それを要約・分類しているため、意見通数と件数は一致しません。

○生活の状況について（15件）

「今は身の回りの事ができるが、年を重ねる毎に将来への不安がつのる」「一人で暮らせなくなったときは施設入所しかないと感じています」「母に介護してもらっており、いままで何の相談もしていませんが、親なきあとを考えると不安です」

○相談体制やサービス・支援制度・医療について（28件）

「高齢で動けなくなった時、直ぐ相談できる体制をお願いしたい」「低収入でも入居できるグループホームを整備してほしい」「ゴミ出し支援を考えていただきたい」「親なきあとも、障がい者が生活していけるような住居、仕事の支援が受けられればと思います」

○障がい児への支援制度について（９件）

「放課後等デイサービスや日中一時支援事業、ショートステイなどの事業所を増やしてほしい」「障がい児の親にとっての心配は、親なきあとの子の人生です。幼少期は療育、就学後は将来に向けた自立支援と、一貫した支援の実現を願います」「市内に医療的ケアを受けられる児童通所施設が少なく市外の施設を利用しています。親の負担も大きく、市内の施設を増やしてもらいたいです」

○就職や就労支援事業所、通勤について（１５件）

「働くことを通じて人とつながれる。仕事・働く場所・賃金を増やしてほしい」「市内B型施設は古く、清潔といえない。賃金の底上げも必要」「福祉就労の賃金が低く、モチベーション向上につながらない」「障がい者のがんばりが賃金面で評価されるよう国や自治体は支援してほしい」「通勤のための送迎サービスがほしい」

○外出支援やバリアフリー環境について（２７件）

「障がい者が外出しやすいよう車椅子用の通路・歩道の整備、段差の解消、エレベーターの設置などをしてほしい」「思いやりパーキングなどの障害者用駐車場を増やしてほしい」「コミュニティバスの増便など、公共交通機関の整備をしてほしい」

○市役所の通知や窓口手続き、情報提供について（２２件）

「複雑な障害福祉制度について、わかりやすく説明し、パンフレットやインターネットで案内・周知してほしい」「申請や届出の手続きを簡素化・オンライン化してほしい」「このアンケート調査は質問項目も多く、複雑で回答しにくい」

○障がい者の権利や差別解消について（１５件）

「障がい者に対する偏見は今も昔も変わらず存在する」「障がい者として働いているが、他の社員は合理的配慮について理解していないことが多い」「地域に様々な障がいを持つ人がいる事をもっと周知してほしい」「子ども同士での障がいへの理解は厳しく、やはり冷たい視線を受けるため、公園・児童館に行くことができない」

○地域とのつながりについて（９件）

「組内の顔合わせもなくなって久しい。隣同士の声掛けから始めなければと思っている」「民生委員・児童委員とつながりが持てるような集まりが必要」「民生委員さんのおやつ配りやふれあいサロンにできるだけ出席している」

4. 南アルプス市障害者施策推進協議会名簿

(順不動、敬称略)

氏名	所属等	備考
坂上 幸広	山梨県中北保健福祉事務所 次長	
遠山 騰	甲府公共職業安定所 所長	
戸澤 英子	南アルプス市民生委員・児童委員協議会 副会長	
細田 美紀	社会福祉法人 南アルプス市社会福祉協議会 地域福祉課長	
工藤 伸治	特定医療法人 南山会 峡西病院 リハビリテーション部マネージャー	
小林 勝	山梨県立わかば支援学校 校長	
飯室 正明	社会福祉法人 三井福祉会 アンダンテ 山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
小野 智弘	南アルプス市障害者福祉会 副会長	
東條 芳彦	南アルプス市視覚障害者福祉会 会長	
井上 美和子	南アルプス市聴覚障害者協会 会員	
清水 初江	中巨摩心身障害児(者)父母の会	
伊藤 博子	南ぶすねっと保護者のつどい	
渡邊 康子	特定非営利活動法人ほほえみの会 理事長	
渡邊 美南子	社会福祉法人 ひかりの家 ひかりの家学園 園長	
久保川 忠	特定非営利活動法人 ジョブクリエイター ジョブスペースかけはし 理事長	
和泉 和仁	特定医療法人 南山会 地域活動支援センターきがる館 館長	副会長
横内 幹	社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー 所長	会長
松田 敬人	社会福祉法人 青い樹の会 ワークハウスみどりの家 施設長	
小野 光章	社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会 育精福祉センター 次長	
渡邊 充恵	社会福祉法人蒼溪会 相談支援センターカマラド 南アルプス市障害者自立支援協議会 会長	



南アルプス ユネスコエコパーク

南アルプス市は、自然と共生した
まちづくりを進めています。

第5次南アルプス市障害者計画

令和7年3月

発行／南アルプス市 保健福祉部 障がい福祉課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

電話 055-282-6197（直通） / FAX 055-282-6095